

第3編

第5次 今別町総合計画

基本計画



第1章

産業振興により地域の活力を創出し
定住を促進するまち

第2章

地域資源を活かした交流を促進し
地域活性化を推進するまち

第3章

だれもが生き生き安心して暮らせる
健康長寿のまち

第4章

効率的で健全な行財政運営のまち

基本計画

第1章

産業振興により地域の活性化を創出し 定住を促進するまち

第1節 活力に満ちた産業の振興

① 農林畜水産業の振興

現状と課題

当町の総農家数と農家世帯員数は年々減少を続け、平成27年には総農家戸数187戸、農業就業者数90人となっており、このうち自給的農家戸数は122戸と、経営規模も小さく、生産性は概して低いものとなっています。

また、町の南西に中山山脈が連なり傾斜地が多いなどの立地特性から、農業活動等を通じ、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能の対応を図っていますが、今後は、人口減少や担い手の高齢化等による農業従事者の減少に伴い、耕作放棄地が増加し、自然環境に対する多面的機能の対応力が低下することが懸念されます。

基幹作物である水稻は、現状の担い手への集積集約化により耕作面積の増減は少ないものの、近い将来、担い手不足による著しい耕作面積の減少が想定されます。

経営所得安定対策による転作後の水田については、十分な管理ができずに耕作放棄状態にあり、農村としての環境機能や耕地の復元利用方法の面でも大きな問

題となっています。

畑作では、冬期間活用されていなかったハウス施設で、冬の野菜栽培が行われているほか、一球入魂かぼちゃ、にんにくなどの高収益作物も栽培されているが、水稻同様担い手の減少による作付面積の減少が課題となっています。

「農業離れ」の傾向が見られる中で、これからの農業を振興していくためには、農業者の自助努力や主体的な活動を支援し、地域複合経営を積極的に促進するなど、農業を取り巻く環境変化に対応した施策が求められています。

また近年は、ニホンザル、アナグマ等による野生動物の食害が甚大となっており、農業者の耕作意欲を大きく阻害しているため、具体的な対策が必要となっています。

林業については、山林面積10,782haのうち、ほとんどを国有林が占め、民有林は1,536haとなっています。専業林家もなく林家の大部分は農業との兼業であり、5ha未満の零細経営林家が大半を占めています。こうした現況から、林業を主とした経営維持が非常に厳しい状況にあるため、間伐材の有効活用や森林資源を活かした施設整備を行う必要があります。

畜産業については、当町ではこれまで、

公共牧場の整備を継続的に実施し、肉用牛の振興に努めてきました。令和元年には、主体となる繁殖牛97頭、子牛62頭が飼育されています。

畜産農家の高齢化が進み引退者が出る一方で後継者となる若手農家が新たに加わることで、飼育頭数の大幅な減少はなく、ほぼ現状維持が続いている状況です。

当町で特産化を目指している「いまべつ牛」の生産数は依然少ないものの、道の駅いまべつを活用した販売方法をとることで安定供給を図っています。また、「いのしし肉」は現在若手農家が1軒のみで繁殖・肥育・肉販売までを行う県内で唯一の産品であるため、積極的にPRし、安定生産の仕組みを構築する支援をしていくことが重要です。今後いまべつ牛及びいのしし肉のブランドの確立を目指すには、周知等の取組強化が必要となります。

漁業については、東西20kmの海岸線で、主として沿岸小規模漁業を中心に営まれています。魚介、海藻類等の水産資源が枯渇してきており、漁業不振が長期化する懸念があります。漁獲量と漁獲金額をみても減少傾向にあり、漁業従事者の高齢化や後継者不足と併せ、漁家集落における急速な人口減少が問題となっております。今別沖のサーモン養殖場がASC国際認証を取得し、漁協による出荷体制が整備されたことにより、漁業関係者のみならず町の雇用問題の改善が期待されます。

内水面漁業は、昭和54年の漁業権取得後、毎年稚魚の放流を継続してきましたが、独自の事業展開のためには、海面漁業と提携し、なお一層組織の拡大強化を図る必要があります。

再生可能エネルギー資源については、農山漁村に豊富に存在する太陽光、風力、地中熱、バイオマスといった未利用の資源を有効活用して地域の農林漁業発展への取り組み・検討が全国各地で行われています。

基本方針

- ◆農業生産条件の不利を補正する「多面的機能支払制度」を実施し、適正な農業生産活動の維持を通じて、地域経済活動や生活環境の改善に努めます。
- ◆今別町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、地区又は地域における担い手の育成に努めます。さらに、集落営農の今後の方向性に対する町民の合意形成、担い手の明確化、担い手の育成・確保の取り組みを支援します。
- ◆飼料用米の作付けの推進や、減農薬農業を目指して、環境保全型農業への取り組みを一層強化します。農産物のブランド化、加工・販売体制の整備を行い、消費者ニーズに対応した多彩な地域農業の展開に努め、魅力ある農業の振興を図ります。

基本計画

◆耕作面積の拡大や、ほ場、農業用水路、農道等の充実及び水田の有効活用と農業経営環境の確立を目指し、農業生産基盤の充実に努めます。

◆畜産業においては、排泄される糞尿の堆肥化や転作農地活用による飼料作物の作付等畜産農家と耕作農家の連携を推進します。また、道の駅いまべつをいまべつ牛の販売拠点とし、消費者への安定供給体制の確立及び生産数の増加を図ります。

◆豊かな自然資源を最大限に活用した交流人口の拡大を図ります。

◆道の駅いまべつ等での販売や学校給食・福祉施設等での利用・消費を通して今別町の農産物の認知度を向上させ、消費者と生産者の距離を縮め、安心で安全な農産物を供給できる地産地消を推進します。

◆育てる漁業の推進により水産物の安定供給を図り、二次加工による六次産業化の推進や販路拡大を支援します。さらに、若い漁業者の組織化を進め、担い手の確保に努めます。

◆造林や間伐の促進、林道の整備拡充など林業生産基盤の整備による効率的林業推進を図ります。

◆再生可能エネルギーを活用した農村漁村の活性化を図るため、情報収集・研究を推進します。

主な施策

1. 次世代農業の担い手支援

(1) 地域における担い手の育成

集落や地区において担い手の育成を地域関係者との十分な検討を行い、認定農業者等の育成や農業法人化を支援し、就農者の所得向上に取り組みます。

(2) 東青地域市町村連携による農業移住・新規就農者支援

東青地域市町村の連携による「農業移住・新規就農サポート事業」の推進により、農業移住者や新規就農者の希望をかなえるため、サポートセンターの設置、首都圏でのPR活動、効果的支援内容の提案などを行い農業移住者・新規就農者の拡大を図ります。

2. 環境にやさしい農業の振興

(1) 飼料用米作付の推進

安心・安全な飼料用米の生産による循環型農業の推進を図ります。

(2) 減農薬農業の推進

消費者の食の安全ニーズの高まりを受けて、減農薬・減化学肥料米の拡大に取り組みとともに、環境にやさしい、安心・安全な作物の生産に取り組みます。

3. 農業生産基盤の整備

(1) 農業用施設の整備

農業の法人化や集落営農の活性化を図るため、農地の保全、農業用水路、農道の改良・舗装などの環境整備を行います。また、有害物質を含む既存施設の処理対策に努めます。

(2) 農地環境の整備

自然環境保全の観点で、町全体の取り組みとして、農地、水の環境保全に取り組むとともに、農業生産条件の不利を補正するため、「多面的機能支払制度」を実施し、適正な農業生産活動を維持し、地域経済活動や生活環境の改善に努めます。

また、二ホンザル、アナグマ等による食害対策の強化と後継者の育成など生産環境の整備を図ります。

(3) 農業経営規模の拡大支援

遊休農地の有効活用を検討し、農地の機能回復を図りながら、立地条件に適した作物の作付を推進します。また、既存のハウス施設などを効率活用し、地域に適した品種導入を進め、冬の野菜栽培を含めた通年農業の振興に努めます。

(4) 農業経営基盤の充実

農産物の加工を奨励し、高付加価値化を進め特産品の開発に努めるとともに、水稻の栽培管理技術を高め、良食味米

の生産安定と、複合経営を支援し農家所得の向上を図ります。

(5) ほ場の整備

地域条件に応じた区画、用排水路等の整備を推進し、水田の汎用化と耕作面積の拡大を推進します。

4. 林業の振興

(1) 生産基盤の整備

造林・保育を推進しながら、間伐を進め、良質木材の生産を図るとともに、間伐材などを有効活用し、生産加工や商品開発に努めます。また、森林を活用した総合的な利用を促進します。

5. 畜産業の振興

(1) 堆肥の有効利用

畜産農家から排出される糞尿を堆肥化し、耕作農家と連携して環境にやさしい土づくりの推進と循環型農業の推進を図ります。

(2) 飼料の自給確保

転作農地活用による飼料作物の作付を推進し、飼料作物の自給率向上を推進します。

(3) いまべつ牛のブランド化の推進

主力品種である黒毛和種の肥育牛生産拡大と担い手育成に取り組み、PR強化、販売体制の確立による地場産品のブラ

基本計画

ンド化を図ります。

6. 漁業環境の整備

(1) 漁業基盤の整備

沿岸海域の整備と未利用漁場の開発に努め、漁港整備事業、環境整備事業を推進し、漁場の汚濁防止等の漁業基盤の整備を図ります。

また、漁業従事者の労力軽減と水産物などの高付加価値化を促進するための共同加工施設を整備します。

(2) 次世代漁業の担い手支援

漁具・漁法の近代化を推進し、作業の省力化を図り後継者の育成に努めます。

7. つくり育てる漁業の推進

(1) 海面漁業の推進

ナマコやアワビの種苗を放流することにより、つくり育てる漁業の振興を図ります。また、モズク、コンブ等藻場の保全活動を実施し、多様な水産物や幼稚魚の保育場を提供することにより漁業の生産拡大と経営基盤の強化を図ります。

(2) 内水面漁業の振興

アユ・イワナ・ヤマメの稚魚の放流の継続や水質汚濁防止など水辺資源の保全を図ります。

8. グリーン・ブルーツーリズムの推進

(1) 関係団体連携の強化

農業・漁業の体験などグリーン・ブルーツーリズムの推進を目標に、漁協や観光協会などと連携し、当町を訪れる人々の受入体制の強化を図ります。

(2) 受入メニューの開発と人材育成

今別町固有の自然資源を活かしたメニューの開発を推進するとともに、グリーン・ブルーツーリズムに携わる案内人等の育成を図ります。

9. 地産地消・食育の推進

(1) 生産者の顔が見える物産販売の促進

農林畜水産業の豊富な物産を活用し、訪れる観光客や消費者のニーズに合った今別町ならではの名産品を開発し、直売所などを中心に、産地直結の生産者の顔が見える販売を行い、販路拡大を推進します。

(2) 学校給食、福祉施設等への地場産品の供給拡大

今別町内の学校給食、福祉施設等への町産品の供給をより充実させ、安全で安心な食産品を供給できる取り組みを促進します。

(3) 食文化継承のための活動支援

伝統ある優れた食文化や、地域の特色ある食文化などの継承を推進する活動を支援し、次世代に向けて「食育」を推進します。

10. 再生可能エネルギーを利用

未利用資源である地中熱等の活用を検討します。

② 商工業の振興

現状と課題

当町の商店数は、平成 14 年度は 76 件、平成 19 年度は 55 件あったが、平成 28 年度には 40 件と、年々減少しています。商店街の形成は、今別地区に集中しているものの、道路網の整備などにより商業圏が拡大し、都市部など郊外型複合ショッピングセンターの出店により、地元商店街からの消費者離れが進み、零細型の店舗構造になっています。また、消費者ニーズの多様化に伴い、それにこたえるべく諸施策を検討していますが、商業を取り巻く環境はますます厳しいものになっています。

商業は、消費者に密着した産業であり、人々の豊かな生活に果たす役割が極めて大きいため、商店街組織の早急な基盤整備と経営者間の連携を強化し、自立的で創造に富んだ商店街の自主的な取り組みを促進することが課題となります。

北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」開業を機に、従来の中心市街地の賑わい再生と、新幹線駅周辺の商業施設整備も含め、中心市街地と新幹線駅周辺の機能的連携を行うことが必要です。

工業については、過去の事業所数の推移を見ると、青函トンネル関連工事の終了

とともに閉鎖する事業所が目立ち、昭和 50 年をピークに減少しています。また、町の西部に企業団地を整備し、女性就労者を中心に企業誘致を図ってきました。

平成 15 年度には誘致企業の事業所が 3 社ありましたが、業績不振による倒産・撤退により、平成 19 年度からは 1 社となっています。

当町における地場産業おこしは、農林水産物を活用した製品づくりの研究開発に取り組む団体やグループがきのこ・タケノコなどの山菜の処理加工、海産物では、ウニ・イカ・コンブ・ワカメなどの加工や、海藻を活用した麺の販売、木材加工については、ヒバ材を使用した製品開発が行われ、地場産業として定着しています。

当町の農林畜産品は、一球入魂かぼちゃをはじめとした農産物、きのこ・タケノコなどの山菜、いまべつ牛、ウニ・もずく等の海藻、そして新たな特産品の津軽半島今別サーモンなど、自然の恵みと生産技術により成功した特産品が数多くあります。食材として流通されているこれらの特産品を、今後は産業連携により加工を施し生産から加工・販売まで行う六次産業化を目指す必要がありますが、技術・人材・生産体制・販路などの面で多くの課題が残されています。今後は、基幹産業である農林畜産業を基軸とした地場産業の振興を図り、雇用の場の確保と地域経済の活性化に波及効果の大きい企業誘致の実現に向けて、受け入れ体制を整備

基本計画

するとともに、再生可能エネルギーを生かした新産業の創出を図る必要があります。

基本方針

- ◆中心市街地活性化のために、新幹線駅周辺との回遊性を高め魅力ある商店街づくりを進めます。
- ◆商店街づくりを促進し、意欲のある商店経営者を育成します。
- ◆企業の技術水準の向上と経営基盤の強化を進めるとともに、当町の豊かな地域資源を活かした起業や新規分野への参入を促進します。
- ◆地場産業の育成のため、公的機関と連携し、人材の育成や体制の強化を図ります。
- ◆企業誘致のための環境整備に取り組み、新たな企業誘致を推進します。

主な施策

1. 中心市街地の活性化

(1) 商店街づくりの推進

各種イベントの開催や特色のある店舗づくりなど、賑わいのある商店街づくりを支援するとともに、商店街と連携し、店舗の近代化、街路灯、街区の整備を図り、消費者の利便性向上に努めます。

(2) 商工会活動への支援

消費者の多様なニーズに対応した商業サービスの提供を図るため、商工会の多面的な活動を支援します。

(3) 空き店舗を活用した新たな取り組み

町商工会等と連携して、経済活動による波及効果を最大限に発揮できるよう地域活性化事業に取り組みます。

(4) 街中回遊交通システムの構築

中心商店街への誘客、および回遊性を高めるため、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」との間をバス等でつなぎ、誘客の仕組みづくりに取り組みます。

2. 商業関連情報の積極的な発信

(1) 地域情報の発信

当町を訪れる観光客等に対し、情報を受信するための無線通信インフラ(Wi-Fiステーション)を整備して、物産や名所ガイド、イベント情報など、積極的な情報発信の仕組みを構築します。

3. 既存企業の育成と起業の促進

(1) 積極的な創業支援の実施

(地独)青森県産業技術センターなどの公的機関と連携し、人材の育成や指導体制の強化に努めるとともに、農林畜水産物などの処理加工技術の向上と生産体制の組織強化を図り、販路拡大や新しい製品づくりを支援します。

(2) 観光交流型ビジネスの推進

観光交流型ビジネスを促進するため、グリーンツーリズムやブルーツーリズム等の施策を支援します。

(3) 各種制度等の充実

県と連携し創業や商品開発といった前向きな事業活動に必要な資金の調達を図る中小企業や個人を対象に信用保証料を全額補助します。

4. 企業の誘致促進

(1) 企業誘致の推進

地域資源を活用した再生可能エネルギーを導入する企業の立地や地域経済の活性化に波及効果の大きい企業誘致の推進を図るため、受け入れ体制の整備を図ります。

(2) 住民定住化の推進

家族や友人が暮らす地元での就職希望者に対して、各種情報提供と情報収集に努め、町民が望む企業誘致の実現と、UJターン希望者の把握による人材確保を推進し、住民の定住化を図ります。

(3) 圏域の立地環境をPRするため、東青地域全市町村及び各商工会議所や商工会が一体となり圏域の企業立地の促進に向けた活動に取り組みます。

③雇用環境の整備

現状と課題

雇用情勢が全国的に悪化している中、当町の有効求人倍率は、県平均を下回り依然として低迷しています。一方で少子高齢化の進展、女性の社会参加、就業意識の多様化などから、労働力が集中する業種や就業者の働き方も変化してきています。また、団塊の世代が大量定年を迎え、高齢者の雇用についても大きな問題となっています。

このような現状から、多様な手段によるタイムリーな雇用情報の積極的な提供に努め、併せて、能力開発、キャリア形成の機会が必要となっています。

また、労働環境の充実、高い就業率、生産性につながることから、中小企業間の福利厚生面での格差解消に努め、勤労者が健康でゆとりある生活を実現するような支援を促進します。

加えて、高齢者、女性、障害者の雇用の促進のため、関係機関との連携をさらに充実させるとともに、キャリア形成のための取り組みを推進します。

【基本方針】

- ◆勤労者のゆとりある生活実現のため、勤労者福祉制度の充実に努めます。
- ◆高齢者、女性、障害者の雇用開発のため、関係団体、機関との連携を促進します。

基本計画

主な施策

1. 勤労者福祉制度の推進

(1) 勤労者制度資金の充実

県関係機関等と連携し、町内勤労者の生活、教育資金需要に的確に対応できるよう制度の充実を推進します。

(2) 勤労者福利厚生への推進

中小企業等に働く勤労者の福利厚生の改善を促進します。

2. 良好な労働環境の整備

(1) 雇用情報の積極的な提供

雇用情報の積極的な提供を進めるとともに、求職者の能力開発、キャリア形成の取り組みを進めます。

(2) 労働関係機関の情報提供と町内外

雇用開発 労働関係機関との連携による障害者雇用、女性雇用を促進します。



第2節 「奥津軽いまべつ駅」を起点とした観光客の流動化促進

① 観光受入施設の整備

現状と課題

当町は、豊かな地域資源を活用し、青函トンネル入口広場、海峡の家ほろづき、奥津軽いまべつ駅前、道の駅いまべつ、いまべつ総合体育館などの整備を行い、通過型観光から滞在型観光への転換を目指しています。

世界に誇る青函トンネルの入り口で、本州と北海道を結ぶ玄関口でもあり、地域的にも地形的にも豊かな自然環境や観光資源に恵まれていることから、毎年多くの観光客が訪れています。今後も当町の豊富な観光資源や地域性を活かし、誘客を図るため施設の拡大や情報提供サービスに努め、通過型観光から滞在型観光への移行を検討します。

また、近年の社会情勢の変化により、余暇時間の増大やライフスタイルの変化に加え、余暇活動に対する住民意識の高まりに伴い、観光に対するニーズも多様化してきており、より良質で個性的なサービスの提供が求められています。

平成28年3月26日に北海道新幹線駅「奥津軽いまべつ駅」が開業し、県内外への荒馬やいまべつ牛など地元文化のPR活動を行ってきましたが、目標としている滞在型の観光地化は出来ているとは言い難いため、観光資源のPR方法を再

検討していくことが課題です。

基本方針

◆津軽国定公園袈月海岸を拠点に園地等の施設整備の強化を図ります。

◆空き家の再利用等の民泊を検討し、海峡の家ほろづき、いまべつ総合体育館を中心に、滞在型施設の整備を図ります。

◆新幹線利用者の宿泊施設として、いまべつ総合体育館を利用してもらうために、関係機関との連携を図りながら、町外への周知、利用促進に努めます。

主な施策

1. 受入環境の整備

(1) 滞在型施設の整備

空き家の再利用等の民泊を検討し、海峡の家ほろづき、いまべつ総合体育館を中心に、訪問客の受入施設の整備を進めます。また、津軽国定公園袈月海岸を拠点に園地等の施設整備に努めます。

(2) 多世代利用型休憩施設等の検討

「奥津軽いまべつ駅」周辺に、下車した人々が休憩でき、当町の観光の始発点または終着点として利用できる道の駅いまべつの充実、いまべつ総合体育館の利用促進に努めます。

基本計画

② 新たな地域資源の開発

現状と課題

当町は、「津軽国定公園袈月海岸」の豊かな自然資源と、青森県無形民俗文化財に指定され、古くから伝承されてきた郷土芸能「荒馬」などの文化資源に恵まれています。

しかし、観光スポットが点在し、「奥津軽いまべつ駅」で下車した観光客の交通アクセスが不十分なことや、従来の地域資源についてもさらにブラッシュアップする必要があります。

今後は、当町を訪れる人々のための「奥津軽いまべつ駅」周辺の整備や二次交通等の利便性の向上に努めるとともに、観光地のPR強化や地場製品の企画開発によるブランド化等を図ることも重要な課題となります。

基本方針

- ◆「奥津軽いまべつ駅」と、点在する観光拠点との回遊性と観光客の利便性確保のため、交通アクセス機能の向上を検討します。
- ◆当町のPR強化や観光地への案内機能を充実します。
- ◆地場製品の企画開発を進め、地場製品のブランド化を推進します。

主な施策

1. 地域資源の再構築

(1) 「奥津軽いまべつ駅」周辺環境の整備

「奥津軽いまべつ駅」周辺に、観光や体験、スポーツ施設の整備を行い交流人口の拡大を目指します。

(2) 回遊性と利便性の確保

当町を訪れる人々の利便性の向上や、町中心街、点在する観光スポットとの回遊性を高め、訪れる人々の満足度向上を目指し、交通アクセス機能の向上に努めます。

(3) 地場製品のブランド化

地場産品（いまべつ牛、モズク、アワビ、ナマコ等）のPRを強化し、二次加工等の商品の企画開発を推進することにより、「今別」ならではの物産のブランド化を図ります。

また、津軽半島今別サーモンを活用した新たな事業を展開し、町おこしの資源を検討します。

(4) 青森圏域の食ブランド化推進

各市町村の農水産物の高付加価値化・販路拡大を図るため、青森圏域内市町村が連携してブランド化に係るイベント等の実施に努めます。

③ 交流人口及び関係人口の創出・拡大に向けた取り組み

現状と課題

当町は、青函トンネル開通を記念して北海道知内町と友好町の締結をしており、昨年30周年を迎えました。産業・経済・文化・スポーツ・学校・議会・各種団体等の幅広い交流が盛んに行われています。

郷土芸能「荒馬」を通じて、首都圏の小中学生や全国各地の大学生などの団体が毎年訪れ、大川平荒馬は、京都の大学生との交流20周年を迎えました。

今後は、「荒馬」交流の継続、体験農園の利活用の推進、また、いまべつ総合体育館を活用したスポーツ交流を通じた首都圏在住者が「関係人口」として、地域間交流の推進を図ります。また、国際感覚豊かな人づくりを行うため、小・中学生や町民が外国語や外国文化への関心を深めるため、国際交流や外国語指導助手(ALT)の派遣継続に努めます。

また、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」の利用促進を図り、観光交流はもとより、文化・スポーツ等による交流をさらに促進する必要があります。

基本方針

- ◆文化・スポーツ等の交流を促進し、交流人口の拡大と関係人口の創出を図ります。

◆体験農園等の利活用による町外及び首都圏との交流促進に努めます。

◆小中宿泊交流を促進し、地域間交流を図ります。

◆国際交流の促進や外国語指導助手(ALT)の継続を図るとともに国際感覚豊かな人材を育成します。

◆友好町の北海道知内町との交流をさらに促進し、道南地域との観光・研修等の交流拡大を図ります。

主な施策

1. 交流人口の拡大

(1) 文化・スポーツ等交流の推進

文化資源である郷土芸能「荒馬」やいまべつ総合体育館を活用したスポーツ等の交流を促進し、交流人口の拡大に努めます。

(2) 体験農園等の利活用推進

活性化施設及び体験農園等を活用し、多様なプログラムで都市部との交流を図ります。

(3) 小・中宿泊交流の推進

県内外の学校と宿泊交流事業を実施し、地域間交流を行うとともに、コミュニケーション能力の向上を促進します。

基本計画

(4) その他交流拡大施策の推進

他地域の小中学生や農林畜水産物消費者との交流を促進するとともに、インターネットを活用し、首都圏の小・中学生との交流を図ります。

2. 国際交流の推進

(1) 国際感覚豊かな人づくりの推進

国際感覚豊かな人づくりのための国際交流を促進し、小中学生の英語力強化を目指し、外国語指導助手 (ALT) の派遣継続に努めます。

3. 北海道知内町との連携強化

(1) 友好町との交流拡大

北海道知内町との観光連携や研修イベントの受け入れ等を図り、当町と知内町の交流強化に努めます。

4. 関係人口の深化・創出

(1) 関係人口の拡大

地域との関わりを求める都市部の住民等と地域のニーズとのマッチング支援や地域と人材をつなぐ環境整備などに努めます。

4 受入体制の整備

現状と課題

当町は、青森県津軽半島北端の中央部に位置し、青い海と豊富な緑に囲まれた自然環境に恵まれた、本州と北海道を結ぶ青函トンネルの玄関口にあたります。

自然豊かな環境で、将来にわたり町民が安心して暮らすためには、観光の振興はもとより、産業振興による雇用の場の創出や交流の促進による定住人口の拡大等さまざまな活性化のための施策に取り組んでいく必要があります。

そして、新幹線等を利用して当町を訪れる人々に対するおもてなしの人的受入体制の整備が重要となります。

既存の周辺環境施設としては「道の駅 いまべつ半島プラザアスル」が、平成27年度にリニューアルされ、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」及び津軽線「津軽二股駅」に隣接し、主要地方道今別蟹田線（県道14号）の沿線に位置する津軽半島北部の観光情報の発信拠点としての機能を担ってきました。北海道新幹線奥津軽いまべつ駅開業を機に、施設内のレストランでは、地場産品のブランド化を目指している黒毛和種のいまべつ牛ステーキや焼き肉定食、町の特産品のもずくうどんを提供しており、地場産品の海の幸、山の幸のPRに努め販売促進を図っています。また、新たな地域資源となり得る「津軽半島今別サーモン」を活用したメ

ニュー化にも注力する必要があります。

基本方針

◆当町の自然・文化・歴史等に詳しい専門ガイドの育成を図ります。

◆観光客等の交流人口拡大のため、人的受入体制の整備を図ります。

主な施策

1. 受け入れ体制の整備

(1) 観光ガイドの育成

当町の自然・文化・歴史等に詳しい今別町観光応援隊の拡充に努めます。

(2) 人的受入体制の整備

観光スポットや物産販売、研修・合宿等の受け入れなど、当町を訪れる人々の利便性向上を目指し、今別町観光応援隊の拡充に努めます。



基本計画

第2章

地域資源を活かした交流を促進し 地域活性化を推進するまち

第1節 快適で住みやすい生活環境の形成

① 定住促進住宅の整備

現状と課題

当町の年少人口（0歳から14歳）は、今別町人口ビジョンの推計によると、平成22年に208人あった人口が令和22年には126人まで減少すると推計されています。また、生産年齢人口（15歳から64歳）についても、平成22年に1,589人が、令和22年には550人まで減少する推計になっています。

町民が将来にわたり、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、定住人口の増加を図り、町を活性化していくことが重要な課題となります。

今後は、定住促進住宅の整備はもとより、住宅取得に係る支援や空き家の再活用等の住宅支援策を促進することによる移住・定住策の推進が必要です。

基本方針

- ◆定住促進住宅の整備を図り、定住者のための住宅取得に係る支援等を検討します。
- ◆UIIターン等、様々なニーズや住宅需

要を把握しながら、空き家再活用等の民間開発などによる住宅の供給や購入促進策を検討します。

主な施策

1. 住環境の整備

(1) 定住促進のための支援等

定住を図るため住宅取得に係る支援等の整備を行います。

(2) 定住促進住宅の整備

当町の豊かな自然の魅力を感じて定住する者に対し、定住促進住宅の整備を図るとともに、空き家等を再活用した民間主導による住宅供給や購入促進策等の支援を整備します。

② 空き家バンクの整備

現状と課題

平成20年における全国の空き家率は13.1%に達しており、昨今の人口減少や高齢化の進展を受け、特に地方における上昇が顕著になっていくことが予測されます。

空き家については、管理不全による倒壊等の事故、景観の阻害、防災や防犯の

機能低下、ごみ等の不法投棄の誘発など、生活環境の悪化を招く要因として社会的な問題になっています。

当町においては平成27年度と令和元年度に、町内に存在する空き家を対象に実態調査を実施し、調査結果を基に空き家台帳を作成しデータベース化を行い、平成29年に調査結果の分析により実情に即した条例・規則を定め、平成30年度に空き家等対策計画を策定しました。

また、放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態若しくは、著しく衛生上有害となる状態にある特定空き家候補に対しては、調査を実施の上、対策を行う必要があります。

今後は、空き家の状況を把握し、対策計画を基に対策を講ずるとともに、空き家の有効活用の促進を図っていく必要があります。

基本方針

- ◆当町の空き家の現状を把握し、空き家の撤去及び有効活用策について検討します。
- ◆空き家の売却や賃貸を仲介する「空き家バンク」を設置しているの、町内不動産の流通及び定住促進住宅等への再活用について検討します。

主な施策

1. 空き家対策の推進

(1) 空き家の現状把握と対策の検討

当町の空き家の現状を把握し、空き家の撤去や有効活用について検討を図ります。また、倒壊の危険性がある空き家については、今別町空き家等の適正管理条例に則り、撤去の方策等を検討します。

(2) 「空き家バンク」の設置、再活用の検討

空き家の有効活用について、空き家の売却や賃貸を仲介する「空き家バンク」設置の利用拡大、定住促進住宅等の再活用を検討します。

③ スポーツ交流施設の整備

現状と課題

平成30年7月7日に、いまべつ総合体育館が落成し、前期計画からの課題でありましたスポーツ施設の整備の目標を達成することができました。町スポーツ協会においては、新たにバドミントンクラブが加入し、定期的に体育館で練習、年2回大会を実施しています。

また、教育委員会や指定管理者でスポーツ事業等を実施しているほか、ホストタウンの相手国であるモンゴルフェンシングチームの強化合宿や慶応大学フェンシング部の合宿が行われました。

しかしながら、当初の目標値は依然として達成できていないことから、県内外へ

基本計画

の周知活動や大会・合宿等の誘致活動に力を入れる必要があります。また、利用者のニーズに沿った文化スポーツ事業の開催や施設備品の充実が必要不可欠となっています。

今後も、これまでスポーツを通じた国際交流や国内の広域交流の実績を活かしつつ、誰もが、生涯にわたってスポーツを楽しめる環境の充実に努めるとともに、各種スポーツ団体の育成・支援をしながら、健康で豊かな地域社会の構築を図る必要があります。

主な施策

1. スポーツ交流の推進

(1) スポーツ交流施設の充実

スポーツ交流施設の活用・促進を図り、オリンピック選手等の事前合宿誘致や文化スポーツ交流を促進するとともに、指導者の育成及び確保に努めます。

(2) スポーツ親交

町民が生涯各時期において、個々の体力や年齢を考慮しながら、技術、目的に応じて、主体的、継続的にスポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現をめざします。

(3) スポーツ交流の拡大

スポーツに関連した幅広い国際交流や国内の広域交流を推進し、交流人口の拡大を図ります。



第2節 未来を担う人づくりの推進

① 知・徳・体を育む学校教育の推進

現状と課題

急速に進む少子高齢化や人口減少、情報化社会の進展により教育現場にもICTの活用が求められるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変わりつつあります。こうした社会だからこそ、「知・徳・体」の調和のとれた子供を育てるために、個に応じたきめ細かな指導を行う必要があります。

また、特別支援教育については、障害が多様化・複雑化していることから、福祉や医療等の関係機関と連携し、ニーズに応じた教育支援を行っていく必要があります。

今後も少子化により、児童生徒数が減少することが予想されます。子育て世代をはじめとした移住・定住者の促進や、充実した教育が可能な小規模校のメリットを最大限に生かすための取り組みを進めるとともに、子供たちの国際感覚醸成のための仕組みづくりや、地域の教育力を活用するなど地域と一体となり、社会全体で子供たちの「生きる力」を育む教育環境を整備することが必要です。

主な施策

1. 確かな学力を育む教育

(1) 教員の指導力向上と授業改善

児童生徒の学力の向上や心身の健全な

育成には、教員の指導力が重要となります。そのため、教員の各種研修会への参加やICT設備の積極的な活用など教員のスキルアップを目指し、児童生徒の学力向上に努めます。

(2) Society5.0に対応した教育の確立

Society5.0「超スマート社会」によって、人工知能(AI)の活用がさらに進み情報技術が進歩した時代になっていきます。こうした情報技術に対応できるような教育を推進していくとともに、人間らしい力を身に着けるため「文書や情報を正確に読み解き対話する力」、「科学的に思考・吟味し活用する力」、「価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求心」を育めるよう教育の質の向上を目指します。また、児童・生徒一人一台のパソコン・タブレットの整備や遠隔授業等に対応した基盤整備に努めます。

(3) 特別な支援を必要とする児童生徒への支援

特別な支援が必要な児童生徒については、個別の教育ニーズを把握し、必要に応じて特別支援学級や支援員を配置するなどの支援を行います。

2. 豊かな心と健やかな体を育む教育

(1) 豊かな心の育成

基本計画

子供たちの豊かな情操や規範意識、命を大切に作る心、人権を尊重する心、人間関係を築く力、社会性、公共の精神を主体的に判断し適切に行動する力などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導、青少年を取り巻く有害情報対策等の充実を図ります。

(2) 健やかな体の育成

学校保健、学校給食、食育の充実により、現代的な健康課題等に対応し、子供の心身の保持増進や健康教育の推進を図ります。

3. 学校・家庭・地域との協働による教育

(1) 地域との協働による学校づくり

地域における人間関係の希薄化や人口減少により、地域が自主的に教育課題を解決することが困難になりつつあることから、「学校運営協議会」を設置し、学校・家庭・地域が協働して、子供たちの成長を支える取組みを推進します。

4. 学校教育環境等の整備促進

(1) 学校教育における児童生徒等の安全の確保

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老

朽化対策を推進します。また、防災教育等の学校安全に関する教育や学校における組織的取組の推進、地域社会、家庭との連携強化を図ります。

(2) 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

将来の町を担う人材育成のため、町外への通学者がいる世帯に対して通学費の補助や奨学資金貸与制度の充実など保護者の負担軽減を図ります。

②生涯学習社会の形成

現状と課題

誰もが、生涯を通じて「いつでもどこでも学びたいときに学べる」ことを目的とした活動を展開してきました。教育現場での学校支援活動として地域人材による学習はもちろん、公民館施設等での講座・サークル活動を実施してきました。しかしながら、少子高齢化による人口減少に伴い、各活動の参加者減少や担い手の減少など大きな課題を残すこととなりました。

今後は、豊かで活力ある社会を築いていくために、各事業の見直しを行いながら、連携できる事業については相互に協力をしながら実施していくとともに、担い手の育成に力を入れ、継続的に活動が展開できるよう工夫を凝らしていく必要があります。

主な施策

1. 生涯学習の充実

(1) 学習の向上

学習機会の提供に努め、町民が日常生活に必要な知識や教養を高めるための講座実施に努めます。

(2) 情報の充実

講座・講演、イベント、サークル活動などの情報を広報誌やホームページなどで紹介し、情報の共有化を図ります。

(3) 指導者、ボランティアの育成

各種研修などを通して、生涯学習の指導者やボランティアの育成と資質の向上に努めます。

(4) 学習拠点の整備

子供から高齢者まで、あらゆる世代間の学習や交流の場づくりを図り、学校教育や公民館を拠点とした地域の多様なネットワーク構築とコミュニティの活性化に努めます。

(5) 生涯学習施設の整備

生涯学習の拠点である公民館やふれあい文庫など社会教育施設の老朽化が課題となっており、安心安全な学習環境を整えるため施設の維持管理に努めます。

③生涯スポーツの振興

現状と課題

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2022年北京冬季オリンピック・パラリンピック競技大会など、大きなスポーツイベントの開催が計画されています。また、第80回(2026年)国民スポーツ大会が青森県で開催されます。当町では、「年齢別バドミントン」のデモンストラーションスポーツ会場に内定しているなど、スポーツに対する関心が高まっていくものと考えられます。

当町は、著しい人口減少により、スポーツ活動団体やグループが衰退していましたが、念願でありましたスポーツ施設「いまべつ総合体育館」が平成30年7月に整備され、各種スポーツ事業やスポーツ協会加盟団体の練習を再開することが可能になりました。

しかし、人口減少に比例してスポーツ人口の減少も否めない現状です。各種スポーツ団体への支援やスポーツ人口増加に向けた取組みや高齢者の健康維持、生涯にわたって健康で充実した生活を送る「いつでも、どこでも、だれでも」気軽にスポーツ活動に親しむことができる環境整備や指導者の育成が求められています。

主な施策

1. 生涯スポーツ活動の向上

(1) 身近なスポーツの推進

基本計画

町民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動を「いつでも・どこでも・だれでも」気軽に楽しめるよう努めます。

(2) スポーツ活動への支援

町民が自主的・主体的にスポーツ活動の運営に参加し、多種目・多世代の交流が図れるようスポーツ団体の活動を支援します。

(3) スポーツ情報の提供・周知

子供から高齢者まで、幅広い年齢層での参加につながるようスポーツ情報の積極的な提供・周知を図ります。

(4) スポーツ交流の促進

スポーツ活動を通じた国際交流の促進を図ります。

(5) 指導者の育成・向上

スポーツ推進員をはじめ、指導者の育成と資質の向上、相互交流に努めます。

4 青少年健全育成の推進

現状と課題

少子高齢化により、当町の人口減少も著しく、子供会などの青少年団体の活動維持が困難を極めているなかで、青少年教育の大きな転換期を向かっています。平成19年から放課後子ども教室を実施し、放課後や土曜日等における学習体験

活動を行っています。「学校・家庭・地域」が連携・協働した取り組みを行うため、学校支援活動や家庭教育支援活動に力を入れ、様々な事業を展開してきました。

現在、学校・家庭・地域が連携した取り組みを確立し、地域人材を活用した教室も学校で実施しているほか、家庭教育支援団体が創設されるなど青少年教育の基盤ができています。

今後は、この取組を継続しながら、指導者・地域人材の発掘及び育成をしていくことが重要な課題となっています。

主な施策

1. 青少年教育の基盤強化

(1) 活動の充実・推進

青少年の健全な育成のために、青少年自身が成長していく喜びを感じることができるような体験活動の充実や社会全体で青少年を育成していく啓発活動を推進します。

2. 連携・協働の推進

(1) 青少年の成長

学校・家庭・地域との連携・協働を図り、命の尊さや相手を思いやる心の醸成と、健やかな青少年の成長を図ります。

3. 郷土芸能「荒馬」による交流

(1) 「荒馬」を通しての育成

郷土芸能「荒馬」など地域文化活動の場を活用し、地域交流を通じた青少年

健全育成を推進します。

4. 放課後子ども総合プランの推進

(1) プランの見直し・選定

放課後子ども総合プランの推進を図ります。

(2) 放課後児童クラブの目標整備量

「今別町第2期子ども・子育て支援事業計画」のとおりとします。

(3) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量

当町には現在、放課後児童クラブは設置されていないが、今後設置された場合は、既存の放課後子ども教室との一体的な運営に努めます。

(4) 放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画

現在、すでに小学校区に放課後子ども教室が整備されていることから、今後も地域住民の要望等を踏まえながら継続していきます。

(5) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブが開設された場合は、共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して

プログラムの内容、実施日等検討できるように努めます。

(6) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活動に関する具体的な方策

運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について定期的に協議を行い、利用計画を決定、公表します。

(7) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブが開設された場合は、総合教育会議等を活用して総合的な放課後対策について協議を行います。

(8) 特別な配慮を必要とする児童への対応 特別支援サポーター配置を考慮するほか、研修等を実施し対応できるようにします。

(9) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

放課後児童クラブが開設された場合は、地域の実情に応じて開所時間の延長を検討します。

(10) 放課後児童クラブが、「新・放課後子ども総合プラン」に記載された放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための施策

放課後児童クラブが開設された場合

基本計画

は、役割を向上させる取組みを検討していきます。

- (11)「新・放課後子ども総合プラン」に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブが開設された場合は、町の広報誌やホームページなどで周知を図ります。

5 芸術・文化・国際交流の振興

現状と課題

心の豊かさを求める意識の高まりを背景として、地域における芸術・文化活動の重要性は、社会全体を活性化する上で大きな力となるものであり、その果たす役割は極めて重要です。

地域の歴史や文化、民俗芸能については、生活様式の多様化や少子化の進行により、伝承活動が困難な状況になってきています。

当町の伝統芸能である「荒馬」は、江戸時代から代々受け継がれてきたもので、現在、「今別荒馬保存会」「大川平荒馬保存会」「二股荒馬保存会」の3つの保存会によって継承されています。平成15年には青森県無形民俗文化財に指定され、町の各種イベント・保育園や学校行事に

多く取り入れられ活発に活動している状況です。近年、都市との交流や県内外のイベントへの参加も増えています。

大川平荒馬保存会では、廃校となった旧大川平小学校の校舎を利用して、「大川平荒馬の里資料館」を運営しており、一層の保存・伝承活動に有効活用されています。

また、当町には、青森県重要文化財指定の「青銅塔婆」「赤根沢の赤岩」などの観光資源や、町指定の文化財が数多くあり、地域資源として積極的に活用しながら調査収集と保存に努める必要があります。

これからのグローバル社会を生き抜く子供たちにとって、異文化を正しく理解することはとても重要です。小学校での英語教育が必修化され、小学校のうちから、外国語に慣れ親しみ、コミュニケーション能力を身につけさせることが望まれています。JETプログラムを活用した外国語指導助手等を中学校だけではなく、小学校にも派遣し、国際教育の推進に努めます。

主な施策

1. 芸術・文化の推進、国際交流の充実

(1) 芸術・文化の充実

心を豊かにする芸術・文化が身近に感じられるよう、芸術鑑賞や発表の機会など、町民が幅広く芸術・文化に関心が持てる事業を推進するとともに、文化団体の育成・支援や郷土の歴史の継承、文化財の保護・活用を図ります。

(2) 国際交流の推進

国際交流機会を拡充し、幅広い国際交流への参加を推進することで、町民の国際交流に対する意識の高揚を図ります。



第3節 適正な土地利用の推進

1 土地利用関連計画に基づく均衡のとれた土地利用の推進

現状と課題

当町の総面積は、125.27km²であり、森林地域がほとんどで、山林が総面積の約88%を占めており、このうち国有林は約75%を占める典型的な中山間地域で、かつ、平坦地が少ないことから、町の産業振興を制約する要因となっています。

農地については、採草放牧地(77ha)を含めて5.58%(699ha)と少なく、耕作放棄地や遊休地等の雑種地が増加する傾向にあります。

また、原野面積が485haと比較的多く、野生動物の生息地等貴重な自然資源を形成しているため、計画的かつ効率的に利活用するなど土地利用向上が必要です。

当町では、土地利用関連計画に基づき、計画的な土地利用を進めていますが、社会・経済情勢の変化や人口減少などに伴い、既成市街地の空洞化、農林水産業生産環境の悪化をはじめとする様々な課題を抱えています。

今後は、当町の持つ豊かな自然を最大限に活用し、安心・安全な食料生産拠点を形成していくため、農地の保全・活用・高度利用を図るとともに、豊かな自然環境・景観・森林の保全に努めていく必要があります。

また、良好な住宅・宅地の整備、魅力あふれる市街地の整備、総合的な道路・交通ネットワークの整備、交流・観光施設の整備などを進め、交流・定住人口の増加、適正な産業開発、利便性の向上などを目指した土地利用を進めていく必要があります。

基本方針

- ◆土地利用関連計画に基づき、自然環境に配慮した有効な土地利用、町有地の有効活用を推進します。
- ◆それぞれの地域の自然、歴史、文化を活かし個性のある街並みを創造するため街並み景観づくり計画を検討します。
- ◆UJIターン等の多様なニーズや住宅需要を把握し、宅地や住宅の供給を計画的に進めます。

基本計画

主な施策

1. 土地有効利用の推進

(1) 土地利用関連計画の策定・見直し
土地利用の現状、今後の動向を踏まえ、町民・事業者との協働により、国土利用計画、農業振興地域整備計画などの土地利用計画の策定・見直しを行い、総合調整を一体的に推進します。

(2) 適正な土地利用の推進

適正な土地利用を推進するため、土地利用関連計画や関連法、条例などの周知徹底に努めるとともに、これらの計画に基づいた適正な規制・誘導、無秩序な開発行為の未然防止などに努めます。

(3) 定住促進の推進

定住促進の推進を図るため、定住促進住宅の整備を図るとともに、住宅支援金制度等の検討と空き家の再活用の検討を推進します。

2. 奥津軽いまべつ駅 周辺環境の整備

現状と課題

平成28年3月26日に北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」が開業し、本州最北端の新幹線の駅として、また、津軽半島の玄関口として位置づけられ、広域交通ネットワーク拠点としての今後の機能向上に努めなければなりません。

当町においては、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」開業から5周年を迎え、検証・分析を行い、今後の町活性化や当町を訪れる観光客等の利便性の向上、奥津軽いまべつ駅を拠点とした町内の回遊性を高めるための二次交通の整備と充実、道の駅いまべつ及びいまべつ総合体育館等の利用促進、観光客等来訪者のニーズに応えた「奥津軽いまべつ駅」周辺環境整備及び近年、地震、台風等の災害が全国で勃発しているなか、避難所と指定されている両施設の防災機能の拡充整備が重要な課題です。

今後は、道路や鉄道等を利用した当町を訪れる観光客等に対して、心のかもったおもてなしを心がけ、地場産品の販路拡大を図り、文化・観光産業などと連携したサービスの提供の推進や防災機能を強化していく必要があります。

【基本方針】

◆津軽半島の交通ネットワークの拠点として、住民生活に利便向上や当町を訪れる観光客等のアクセス確保のため、二次交通機能の充実を図ります。

◆道路利用者に快適な休憩と高齢者、障害者、子どもや女性への配慮など多様で質の高いサービスの提供に努めるほか、外国人旅行者への情報発信や多言語対応などの受入環境の整備に向けた取組みを進めていきます。

◆駐車場・トイレなどの「休憩機能」、道路及び鉄道の交通情報並びに観光情報などの「情報提供機能」、また、地域とのイベントを含む交流を図る「地域連携機能」の充実と災害時における防災拠点としての役割を果たす「防災機能」の強化を図ります。

【主な施策】

1. 「奥津軽いまべつ駅」 周辺環境整備

(1) 施設等の整備促進

町民や当町を訪れる観光客等の利便性向上のため、ニーズに合った整備促進と子育て世代が子どもから大人までくつろぎ、楽しめる機能を集約した空間の創出と多世代の人が集い利用しやすい交流の場の整備を図ります。

(2) 二次交通の整備促進

町内巡回バスやレンタカー、奥津軽い

まべつ駅と西北地域を結ぶ二次交通の整備・充実を図り、津軽半島の回遊性の向上に努めます。

(3) 情報発信拠点としての道の駅の役割強化

道路情報・観光情報・食情報・遊び情報の提供に努めます。

(4) 地域との連携による町の活性化

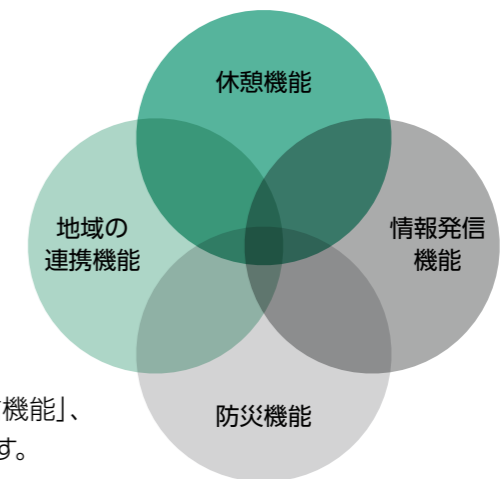
地域活性化を担う重要拠点の道の駅として、イベント等を開催することで地域との交流を図り、地域とともにつくるにぎわいの場としての施設の運営に努めます。

(5) 防災機能の強化

道の駅の防災機能の強化と「いまべつ総合体育館」等を含むエリアを防災機能の役割を果たす拠点整備を進めます。



今別町が目指す道の駅の機能
これまでの3つの機能「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域の連携機能」に「防災機能」を加えます。



基本計画

第3章

だれもが生き生き安心して暮らせる 健康長寿のまち

第1節 健康に暮らせる保健・医療・福祉の充実

① 保健・医療体制の充実

現状と課題

高齢社会の進展に伴う疾病構造の変化や介護ニーズの増大、医療技術の高度化や住民の保健・医療に求める内容の多様化など、保健・医療・福祉を取り巻く環境は変化しています。

また、住民の健康診査・健康相談・健康教育・訪問指導などを通して、生活習慣病の予防や高齢者の生活機能低下の予防をはじめとする総合的な保健事業を実施し、いつまでも健康でいられるための健康寿命を延伸させる取り組みが求められます。

当町では、町民・地域・行政が一体となって健康づくりのための環境づくりを進め、町民一人ひとりの主体的な取り組みを支援するだけでなく、誰もが少しでも効果的に取り組むことができるよう、「今別町保健計画」を策定し事業の効率的な実施を図っています。

当町の医療施設は今別町国民健康保険今別診療所、一般開業医1ヶ所、歯科医院1ヶ所があります。診療所の役割は、病気の初期治療や安定期の治療、また在

宅患者の治療を主とし、重く複雑な病気の患者の治療や高度医療機器を使用した診断・治療が必要な時は専門性の高い医療機関への橋渡しをする窓口としての役割に務めます。

高齢者の割合が高い当町では、通院が困難である町民が増加しています。受診のための手段は、町内の巡回バス、今別町社会福祉協議会の移送サービス「ふれあい号」、津軽サポートの移送サービスが利用されている状況ですが、安心在宅医療（訪問診療）事業のもと、訪問診療の利用の増加を図り、町民が安心して生活できる療養環境の充実を目指します。

限りある医療資源を有効に活用するために、住民のニーズに応じた医療機関の役割分担や医療機関、医療と介護間の連携を強化し、より効率的・効果的な医療体制を構築する必要があります。

少子化等に伴い子育て環境が変化するなかで、安心して子供を産み、子供がより健やかに育まれるためには、医療や福祉、教育等の諸施策の地域連携のもと、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要です。また、一定の質の母子保健サービスを提供するためには、地域間

での健康格差の解消や、疾病や経済的な状況等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた母子保健サービスの展開が求められています。

当町は死亡者数が出生者数を上回り、自然減に拍車がかかっています。そのため、子供を安心して健やかに産み育てられる環境の充実と、町民一人ひとりの健康づくりに向けた生活習慣の改善、医療体制の充実が重要です。

昨今、大雨による洪水や地震などの自然災害に加え、新型コロナウイルスをはじめとする様々な感染症による問題が増加している中、住み慣れた土地でいつまでも快適で穏やかな生活を送るためには、日常生活を見直し、日常に潜む危険から身を守る対策にも万全を期す必要があります。

基本方針

◆町民の健康増進のため、保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアの推進強化と生活習慣病の発症予防・重症化予防の対策強化に努めます。

◆すべての町民が生涯にわたって健康で元気に暮らせるよう、町民の健康意識の向上や正しい知識の普及と自主的な健康づくりを促進します。

◆安心して子供を育てられる母子保健体制の整備、健康づくり等の充実に努めます。

◆保健・医療の環境整備と体制強化を図ります。

主な施策

1. 保健活動の推進

(1) 母子保健の推進

安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目のない妊産婦・乳幼児保健対策の充実を図ります。また、子供が主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実を図ります。

(2) 健康増進の推進

各種健（検）診を受けやすい環境を整備し、健（検）診の受診勧奨とともに生活習慣の見直しなど個々の健康づくりに向けた支援に努めます。また、住民が主体となって取り組む健康づくりに対しての支援については、様々な関係機関と連携を図りながら積極的に支援していきます。

(3) 精神保健の推進

精神保健福祉に関する正しい知識の普及や社会復帰のための支援の充実に努めます。また、平成30年度に策定した「今別町自殺対策計画」に基づき、保健所をはじめ関係機関、団体等とのネットワークをより強化し、庁内全体で総合的な自殺対策を推進します。

基本計画

(4) 感染症対策

結核や肝炎、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など様々な感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染拡大防止対策の充実に努めるとともに、発生時には保健所等の関係機関との連絡を密に行い、迅速に対応します。

2. 医療環境の整備

(1) 最適な医療の推進

採血・心電図・レントゲン撮影・超音波検査・骨密度測定などの定期検査を行い、患者の健康状態をチェックしながら患者のニーズに沿った医療を提供します。

(2) 医療連携体制の強化

効率的な医療提供のために医療機関の機能分担及び連携を図ります。患者の同意の下に他の医療機関との情報共有を行います。

(3) 医療機関への通院手段の確保

遠隔地区住民のための巡回バスの効率的な運行に努めます。また、訪問診療を行い、安心して医療が受けられる環境づくりと療養生活の質の向上を図ります。

3. 地域包括ケアの推進

保健・医療・福祉が連携し、町民一人ひとりの立場に立ったその人らしい生活ができるよう支援に努めます。

② 地域福祉の充実

現状と課題

少子高齢化、核家族化により地域社会が大きく変化し、家族だけで介護や育児を行うことが難しくなっているとともに、地域社会における「つながり」が薄れてきています。誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けるためには、地域のつながりを深め、支え合い、助け合える地域をつくっていく必要があります。

高齢者や障害者の生活支援だけでなく、虐待やDV、生活困窮等新たな課題が生まれています。行政による支援だけではなく身近な地域においても対応していくことが求められます。また東日本大震災以降、地域における防災力の強化は大きな課題となっており、災害時の要援護者を守るための地域内での仕組みづくりが求められています。

地域福祉は関連する分野が多様で広範囲にわたり、保育、教育、防災、住民活動等、行政における担当部署も多岐にわたります。

当町においても、高齢者や障害者、子育て家庭、虐待等それぞれの立場の人に対応する相談窓口を設けています。

今後、少子高齢化や世帯の小規模化が進む中、多様な福祉ニーズに対応していくため、相談窓口の利便性・専門性の向上や窓口間のネットワーク化、関係団体と連携した身近な地域での相談体制づくりや相談員の資質向上等に取組むことなど、

相談窓口の機能充実に努めるとともに、専門性の高い相談支援を推進し、関係機関との連携を強化する必要があります。

基本方針

◆行政は、住民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進することが重要です。住民や関連機関と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域に根ざした施策の推進に努めます。

◆住み慣れた地域で、すべての住民が安心して暮らしていく社会を築くためには、地域と行政との協働による取組みが不可欠です。このため、地域福祉の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉のさまざまな担い手が特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取組みを進めます。

主な施策

1. 地域福祉の推進

(1) 地域福祉の強化

地域福祉の意識を育てるため、地域福祉の理念や地域福祉活動の重要性についての意識高揚・啓発を図ります。

(2) 地域コミュニティの充実

地域のコミュニティの中心的な団体等へ啓発を充実します。

(3) 福祉教育の強化

子供の頃から生涯にわたって地域福祉の意識が育まれるように、幼少期からの福祉実践教室の開催など、教育機関や生涯学習の場における福祉教育を充実します。

(4) 生活困窮者の支援

生活困窮者が適切な支援を受けられるよう、自立支援相談窓口など関係機関と連携を図り、自立支援対策を充実させます。

2. 地域の助け合い「互助・共助」 「地域共生社会」の仕組みづくり

(1) 地域ネットワークの構築

みんなで支え合う地域を作るため、地域における支え合いのネットワーク化と活動主体への支援を行います。

(2) 担手の育成

地域の助け合い・支え合いの活動に参加する担手を発掘するとともに、地域福祉活動を充実するため、社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手やボランティア活動団体の育成・支援を行います。

(3) 災害時の支援

災害時における要援護者の把握を進め、支援体制を構築します。災害時に地域で支え合いができるように意識啓

基本計画

発や訓練を行います。

(4) 町内会との連携

町内会など、地域全体で連携・協力して、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を中心に、訪問や安否確認などの見守り活動を行います。

(5) 地域で支え合う体制づくり

地域で安心して生活し続け、安心して老後を迎えられるよう、地域内の助け合い活動を支援し、「地域のことは地域で地域のやりたいように」活動できる「地域共生社会」の体制づくりを行います。

3. 地域における交流の場、居場所づくりの促進

(1) 地域交流の促進

地域におけるつながりをつくるため、ボランティア団体等による子供、高齢者、障害者や世代を超えた地域住民の交流や憩いの場の提供を促進します。

(2) 通いの場づくりの促進

高齢者の孤独感や閉じこもりを解消させる場として、通いの場を整備します。

4. 権利擁護と虐待防止

(1) 相談体制の充実

高齢者、障害者等支援を必要とする町民の権利や財産を守るため、成年後見

制度とその利用方法等の周知、相談業務の充実を図るため、中核機関を設置します。

(2) 虐待防止の体制づくり

誰もが安心して生活できるよう、民生委員・児童委員や地域組織などと連携して高齢者、児童、障害者に対する虐待防止、早期発見、再発防止などが行える体制を築きます。

(3) 地域ネットワークの構築

中核機関を立ち上げ、住民・地域とともに弁護士会、司法書士会、社会福祉会や家庭裁判所、事業者などが連携・協力し、今後も近隣町村と協議を続け、広域での実施をめざしていきます。また、市民後見人の担い手の育成についても、近隣町村と協議しながら、市民後見人養成講座の協働での開催を検討していきます。

③ 子育て支援の充実

現状と課題

核家族化や共稼ぎ世帯の増加、ライフスタイルの変化などにより出生率の低下が続いており、これに伴う少子化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活動の鈍化や地域社会の活力の低下、社会保障費の増大、さらには子供の健全な成長に影響を与えるなど、大きな社会問題になっています。

当町では、町内に保育所が1施設あり、平成16年度までは町で運営していましたが、平成17年度からは民間に移譲し、安心して子育てや子供の健全育成ができる環境づくりに努めています。

平成28年4月1日から認可保育所が「認定こども園」へ移行したことにより、保育ニーズの多様化に対応可能となりましたが、今後も子育て支援の体制づくりや子供たちが安全に暮らすための環境整備に努める必要があります。

基本方針

◆多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図り、子育てと仕事の両立支援に取り組みます。

◆子育て支援や保育サービスなどの情報を効率的・効果的に提供するため、地域における子育て相談・情報提供体制の充実に努めます。

◆核家族や共稼ぎ家庭の子育てに対する不安や負担が軽減されるよう、認定こども園を中心に住民などの地域資源を活用しながら、子育て支援サービスの充実を図ります。

◆各種母子保健事業や児童虐待の防止に関する取組の推進など、多様な子育て支援施策を推進します。

主な施策

1. 子育て支援の充実

(1) 保育ニーズへの対応

子育て支援事業による子育て支援サービスの提供や、今後も潜在的ニーズを把握した上で、提供量の確保、定員の弾力化に対応できるよう、サービスの充実に努めます。

(2) 子育て世帯への支援の充実

子供たちの健やかな成長を促すため、子供の医療費助成や保育料の無償化、副食費の無償化等の子育て世帯への経済的支援を継続して実施するとともに、妊婦健診、保育の充実など子育てしやすい環境づくりを促進します。

2. 子供を産み健やかに育てる環境づくり

(1) 相談支援体制の整備

発達の課題や障害のあるなしに関わらず、子供達に寄り添った支援ができるよう、こども園に対して専門的な知識

基本計画

を持った人材を派遣し、必要な知識や技能の普及を図ります。

(2) 見守り体制の整備

町・こども園・学校・教育委員会・児童相談所などの関係機関が連携・協力しながら、児童虐待の予防に努め、全ての子供に対し支援の切れ目なく、きめ細やかな対応ができる体制づくりを推進します。



④ 高齢者福祉の充実

現状と課題

当町の住民基本台帳人口（各年の3月31日時点）によると、令和2年における65歳以上の高齢人口は1,380人で、平成27年の1,449人と比較し69人（4.8%）減となっています。また、高齢化率が53.7%で約2人に1人が65歳以上になっており、平成17年度より14年連続県内一高い高齢化率となっています。2025年（令和7年）には、いわゆる団塊の世代がすべて高齢者となり、高齢化が一層上昇することから、制度の持続性を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を防止し、維持するために介護予防の体制を確立することが大きな課題となっています。

さらに、認知症高齢者の特性に対応したケアの確立が急務であるとともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身高齢者世帯の増加への対応、介護人材の確保等も大切な課題となっています。

今後、高齢者が安心して生活していくためには、自助・相互・共助・公助をつなぎ合わせ地域全体で支え合っていくことが必要であり、高齢者を総合的に支援する体制・仕組みづくりを整備するとともに、地域住民が支え合う仕組みを構築していくことが求められます。

当町においても「今別町地域福祉計画」や「今別町高齢者福祉計画及び介護保険

事業計画」に基づき平成24年度の介護保険法改正で提起された「地域で暮らす高齢者の自立を支援し、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの体制づくり」を推進していく必要があります。

基本方針

- ◆高齢者自ら健康管理の意識を高め、健康を維持・増進する場や機会の提供を図ります。
- ◆高齢者一人ひとりが生きがいを持って暮らすことができるよう、社会参加の促進を図ります。
- ◆地域全体で支え合う体制を整備し、必要な介護サービスが提供され、介護や支援が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように保健・医療・福祉の関係機関が連携し支援体制を推進します。

主な施策

1. 地域包括ケアの推進

(1) 地域包括ケアシステムの構築

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシス

テムを、地域や各関係機関と連携し構築します。

2. 介護予防対策の充実

(1) 地域交流の場の充実

地域の交流の場となる高齢者サロンや老人クラブの活動支援と参加を促すための周知に努めます。

(2) 介護予防の充実

介護を要する状態になるおそれのある高齢者に対し、自立した生活が送れるよう、要介護状態への進行を防止するための健康づくりや介護予防事業の充実を図ります。

(3) 総合事業への対応

訪問介護・通所介護など多様なサービスの提供に努めます。

(4) 通いの場の支援

各地区の集会所等を介護予防の拠点とする「通いの場」の周知を図り、高齢者の健康づくり・仲間づくりのための活動支援に努めます。

(5) 健診結果による介護予防支援

健診や受診歴などの情報を踏まえた早期からの生活習慣病予防への取組や、フレイル予防対策などの介護予防活動の実践を支援します。

基本計画

3. 介護サービスの円滑・適正な運営

(1) 在宅福祉サービスの充実

在宅で生活する高齢者や家族介護者を支援するため、充実した在宅福祉サービスを提供するとともに、サービスの周知、利用促進に努めます。

(2) 関係機関の連携強化

適切なサービスを提供するとともに介護サービスの質を向上させるために、関係機関の連携強化を図り、情報提供に努めます。

(3) 介護保険事業の適正化

介護保険事業を円滑、適正に運営するために、ケアプランの点検などの介護給付の適正化などを図ります。

4. 認知症高齢者対策の推進

(1) 認知症に対する周知啓発

認知症に対する町民の理解を深めるため、認知症について周知を図ります。

(2) ネットワークの構築

認知症高齢者を地域で見守り支援する認知症サポーターを養成するとともに認知症サポーターを活用した地域全体の見守り体制を整備します。また、徘徊者の早期発見のため、東青地域・警察・消防との広域のネットワークを構築します。

(3) 家族介護者の支援

家族介護者の心身の負担を軽減するため、認知症カフェの内容の充実など家族介護者支援に努めます。

(4) 相談支援の充実

認知症に早期に対応するため、相談支援体制の充実に努めます。

5. 高齢者の社会参加、生きがいきり活動の推進

(1) 高齢者の自立支援

高齢者自らの健康づくり活動や生きがいきりを側面的に支援し、健康管理意識の高揚を図るとともに、心身ともに健康で自立した生活が送れるように支援します。

(2) 高齢者の活動支援

元気な高齢者の力を活用して、高齢者の見守り事業や生活支援事業を行う仕組みづくりを推進します。



5 障害者(児)福祉の充実

現状と課題

障害者の福祉サービスについては、平成15年度からノーマライゼーション※の理念に基づいて導入された支援費制度が始まり、平成18年度からは障害者自立支援法が施行され、障害者の自立を支える体制が強化されました。

しかし、現在は「障害者自立支援法を廃止し、制度の狭間がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる」という方針が示され、障害者総合支援法が施行されました。

当町では、精神障害者の自立を促すため、平成3年に精神障害者家族会立の「かもめ共同作業所」が開設され、現在は今別町社会福祉協議会に委託し、地域活動支援センターとして通所者10人、指導員2人で運営されています。

今後は、高齢化に伴う身体障害者の増加、障害の重度化・重複化とともに、社会構造の複雑化等により身体・知的・精神障害者の増加も予想され、障害者の自立と社会参加を促進するためには、障害者に対する町民の正しい理解を深めることが不可欠であり、障害があってもその人らしい生き方ができる地域社会の構築が必要です。

そのためには、保健・医療・福祉の充実と生活全体にわたって、障害者とともに生きるまちづくり、生きがいを持って社会

参加できるような環境づくりに努めていくことが必要です。

障害児の福祉サービスについては、障害児支援の強化を図るため、平成24年児童福祉法改正により、障害児施設・事業の一元化が行われました。

今後は、支援体制の整備を行い、発達特性に応じた支援の提供や児童の発達評価、具体的支援方法の提案などを行う巡回支援専門員整備事業を取り入れる必要があります。

※ノーマライゼーション 障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

基本方針

◆障害者のニーズに応じた障害者福祉の実現を推進する体制づくりや環境整備を実施し、障害者の社会参加・自立を支援します。

◆障害者(児)の心身の特性や重症度に応じたサービスが受けられるように、サービス基盤の充実を図ります。

◆障害者(児)や家族の相談に応じ総合的に支援を行う体制を整備します。

主な施策

1. 推進体制の充実

(1) 福祉連携の推進

総合的・包括的な障害者支援が実施で

基本計画

きるように、保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関の連携強化を図ります。また、ボランティア活動団体などとの連携を図り、福祉ネットワークの構築を推進します。

2. 障害者福祉サービス基盤の整備

(1) 障害者福祉の充実

障害者のニーズにあったサービスが提供されるよう、障害者福祉サービス基盤の整備を図ります。また、地域住民とのふれあいを大切にした福祉サービスの充実を目指し、ボランティア活動等を支援します。

3. 相談支援体制の整備

(1) 相談支援活動の充実

障害者福祉サービス等の適切な利用を支える相談体制を強化し、関係機関との連携を図ります。

(2) 障害児支援の充実

巡回支援専門員を整備し、福祉向上を図ります。

4. 地域社会への参加・雇用の促進

(1) 社会参加機会の拡大

障害者の文化・スポーツ活動などの参加機会を提供するとともに、参加しやすい環境整備を図ります。

(2) 就労支援体制の整備

事業者などに対して、雇用の拡大に向けた啓発を行うなど障害者雇用促進法を尊重し、障害者の就労のための支援を推進します。

⑥ 社会保障制度の充実

現状と課題

国民健康保険は、助け合い精神を基本とした、疾病や負傷などに対する保険給付を行う医療保険として重要な役割を果たしています。

当町では、被保険者数・世帯数も年々減少傾向になっています。生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康保持増進、生活習慣病の発症や重症化予防等の保健事業の推進により医療費を抑制し、健全な運営に努める必要があります。

国民年金は、老後の生活を保障するための制度で、町民の生活に欠かす事ができないものであるとともに、病気やケガで障害になったときや生計の中心となる人が死亡したときなどに必要な給付を行う事によって、町民の生活の安定を図ることを目的にしています。

地方分権一括法の施行により、町が行う国民年金事務が、機関委任事務から法定受託事務へと見直しがされ、保険料徴収については国が直接収納することなど事務分掌が変更になりましたが、引き続き国との連携を図りながら相談業務を充

実するとともに、無年金者・未加入者の防止を図り、制度の周知や啓発を行っていく必要があります。

低所得者福祉は、高齢者の一人暮らしや高齢者世帯が増加する中で、相談の増加、生活保護へ移行する世帯が増えています。被保護世帯が自らの力で自立した生活が送れるよう、県と連携しながら相談や指導・援助を行っていく必要があります。

基本方針

◆国民健康保険制度等の適正な運営に努めます。

◆国民年金制度の周知と加入の促進や納付意識の啓発に努め、町民の生活の安定を図ります。

◆低所得者福祉については、県社会福祉事務所等と連携を強化し、町民が自立できるよう支援と援助を推進します。

主な施策

1. 国民健康保険制度等の推進

(1) 保健事業の推進

生活習慣病予防教室等の健康教室を開催し、町民一人ひとりが自分の健康に関心を持つよう、健康意識の向上を図ります。

(2) 医療費適正化の推進

レセプトの点検や医療費通知、ジェネ

リック医薬品の推奨などにより、医療費の適正化を推進します。

(3) 健全運営の確保

適正な保険税賦課及び納付意識の高揚を図り、収納率の向上に努めます。

(4) 普及・啓発活動の推進

広報やパンフレットなどによる制度の普及、啓発を推進します。

(5) 特定健診受診率の向上

特定健診未受診者に対して、個別受診勧奨を行い、健診受診につなげます。

2. 国民年金制度等の推進

(1) 国民年金制度の周知

相談業務の充実や広報などを通じて、制度の周知とPRに努めます。

(2) 年金事務所との連携

年金事務所と連携・協力し、適正な加入や納付意識の啓発に努めます。また、口座振替制度等の活用による納付もれ防止を図ります。

3. 低所得者福祉の推進

(1) 定期訪問・相談の推進

県と連携し、訪問・相談等を推進し、被保護世帯の生活状況、世帯が抱える問題等の把握に努め、自立や更生の支援を図ります。

基本計画

第2節 利便で暮らしやすい生活基盤の充実

① 市街地の整備

現状と課題

当町は、東西 17km の海岸線国道沿いと南北 14km の今別川沿いに、今別・大川平・浜名・二股・鍋田・村元・山崎・大泊・袈月・砂ヶ森・奥平部の 11 集落が散在しています。このうち、主な公共施設や公的機関のある今別地区に全世帯の 4 割弱が集中し、小規模な商店街が形成されています。

しかし、全町的に見ると、地形的な条件から必ずしも全ての集落で同等な行政サービスが受けられる状況にはなっていないため、幹線道路網の確保や集会施設の整備、移動行政サービスなどをこれからも計画的に実施していく必要があります。

これまで、集落環境に関する整備では、二股地区・鍋田地区・奥平部から大泊地区の 4 地域は辺地総合整備計画による事業も行われ、優先的に生活環境の整備等に着手されてきましたが、海岸地域においては、長期にわたる漁業不振等や後継者不足により、人口減少傾向が顕著になっています。

一方、昨今の当町の状況として、袈月地区を中心とした津軽国定公園袈月海岸一帯は観光開発の拠点となり、二股地区は昭和 63 年に JR 津軽海峡線の乗降駅が設置され、平成 28 年 3 月 26 日には

北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」が開業しました。

今後は、時代の変化に応じた各集落の立地条件や機能等を最大限に活かした新たな集落環境の整備を図っていく必要があります。

また、集落規模が小さいほど地域のコミュニケーションが図られ、強い連帯感や厚い人情、相互扶助などの優れた気風を持ち合わせており、これらの地域特性を町全体として活かし、発展させていくことが肝要です。

基本方針

- ◆ 個々の集落がもつ、優れた条件や特性を活かし、集落間の有機的な結合を図るとともに、時代に対応した集落環境整備のため、長期的な計画の策定に努めます。
- ◆ UJI ターン促進や人口流出防止を目指し、住宅整備などによる移住・定住策の推進を図ります。
- ◆ 各地区自治会組織と連携を図り、公共施設の整備・維持管理等、適正な運営に努めます。
- ◆ 豊かな地域資源を活用し、広域交流人口の拡大を目指します。

主な施策

1. 市街地整備等の推進

(1) 住宅等整備の推進

将来にわたり集落機能を維持するため、UJI ターンの拡大や人口流出防止を目指し、集落内の住宅整備などの検討を進めるとともに、町民との協働による移住・定住対策の推進を図ります。

(2) 公共施設整備の充実

集落内の公共施設の整備や維持管理など、各自治会組織と連携しながら適正な運営に努めます。

(3) 広域交流の推進

豊かな地域資源や歴史文化遺産等を活用し、郷土を愛する心を育み、地域の連帯感を深めるとともに、都市等他地域との地域間交流事業を推進します。

② 道路・交通ネットワークの充実

現状と課題

道路は、町民の安心・安全な生活を支え、地域産業の活力や社会活動を行う上での基礎的な社会の基盤となるもので、当町の交通体系は、国道 280 号と主要地方道今別蟹田線を幹線に町道 175 路線により成り立っています。

国道については、国道 280 号が町の東西を横断し、産業道路として重要かつ動

脈的な役割を果たしており、全線舗装されているほか、今別バイパス、浜名バイパスが完成し、車両の混雑解消や歩行者の安全が図られてきました。海岸方面では、鬼泊トンネルから綱不知地区まで拡幅整備が完了し、橋においては浜名橋、長川橋及び与茂内橋の整備を終え、現在は奥平部と砂ヶ森間の弁天崎の改良工事が進められていますが、大泊以東については、まだ幅員が狭く曲折した箇所が多く、引き続き関係機関に対する早期改善を強く要望していく必要があります。

また、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」へのアクセス道路として、津軽半島北部地域の経済的発展、国土の均衡ある発展のために努めていくことが必要です。

県道については、国道 280 号から分岐して南北に縦断する主要地方道鱒ヶ沢蟹田線（通称「なかやまライン」、平成 11 年に完成）及び主要地方道今別蟹田線が、地域の重要な路線であり、管内延長は 10,672m で全面舗装されています。

また、主要地方道今別蟹田線については、冬期間の路面对策として平成 9 年度に散水装置の整備が完了するなど、住民生活を支える幹線道路として、その機能の充実が図られてきました。

しかし、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」が開業し、一部舗装補修工事や二股地区上股橋付近の急カーブを緩和する工事、中沢地区の見通しが悪い狭隘部カーブの拡幅事業などの整備は行われていま

基本計画

すが、なかやまラインの散水区間においては、気象状況によって凍結や路面状況の悪化による交通事故や交通障害が発生し、管内全路線についてもアスファルト層の損傷箇所が多く、交通安全対策として計画的な改良・補修工事が望まれるため、更なる整備要望等が必要です。町道については、実延長が72,602mで、整備状況は改良済延長34,913m(改良率48.09%)、舗装済延長49,077m(舗装率67.60%)と、地域住民の安心で安全な重要な路線として利用されています。

幹線道路(1・2級)については、平成28年から現在に至るまで舗装補修工事や道路拡幅工事の計画的な実施により改良率が向上しており、その他路線についても、中沢地区の行き止まり路線解消のための道路新設工事や舗装補修工事により改良率は向上していますが、未だクラックや剥離、部分陥没等舗装損傷箇所も多く見受けられます。また、町管理橋梁についても平成29年に全36橋(橋長2m以上)を点検し、その結果を元に翌年、今別町橋梁長寿命化修繕計画(10年計画)を策定しており、今後も地域住民の安心・安全な道路として計画的な整備に努めるとともに、利用者の利便性を図る必要があります。

農道・林道については、総延長1,523mあり、国有林地管内のもので、それぞれ幹線道路に連結し、併用林道として幅広く利用されています。各林道とも山間奥地ま

で延びているため、木材の搬出等、作業を行う際は水資源の保全に努めながら林道の開設及び整備を行う必要があります。

当町の交通機関は、町内の移動については町営の巡回バスを利用し、地域の中心都市である青森市をはじめとした町外への移動についてはJR津軽線が運行されており、地域住民の貴重な移動手段として高齢化の進展に伴いその重要性が高まっています。

また、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」の津軽半島における広域交通ネットワーク拠点としての機能を向上させるとともに、住民生活の利便性の向上を図るため、二次交通の維持・充実を図っていく必要があります。

基本方針

- ◆国道280号や県道主要地方道今別蟹田線等の整備促進等について、関係機関に働きかけます。
- ◆町道の幹線道路(1級・2級路線)等について、計画的な整備促進に努めます。
- ◆農道及び林道について、計画的に改良整備を進めます。
- ◆交通ネットワークについて、青森県、周辺市町村等関係団体と連携を図り、JR津軽線及び町巡回バス等の二次交通の維持・充実に努めます。また、北海道

新幹線(函館～札幌間)の早期完成を関係機関に積極的に働きかけます。

主な施策

1. 道路整備等の推進

(1) 国道の整備

国道280号の外ヶ浜バイパスの整備促進や砂ヶ森工区の早期完了、大泊地区までの拡幅改良、海岸線沿いの迂回路が無い地域の対策のため急勾配箇所の解消及び視距改良など緊急避難道路の整備等を関係機関に働きかけます。

(2) 県道の整備

主要地方道今別蟹田線のS字急カーブ・急勾配・狭隘な区間の解消、散水区間の改良及び舗装補修整備促進について関係機関に要望します。

(3) 町道の整備

重要路線である幹線道路(1級・2級路線)やその他生活関連道路の舗装及び橋梁の維持修繕について、計画的な改良整備を進めます。

また、予測不可能な災害に備え、緊急避難道路の確保・整備を図ります。

(4) 農道・林道の整備

生産性・能率性の高い農業生産環境の構築のため、既設の農道については、維持補修に努めながら改良整備を図り

ます。また、林業生産性の向上とコスト低減のために、国有林地内の林道改良を働きかけるとともに、計画的に小規模林道を開設します。

2. 交通ネットワークの充実

(1) 町民の交通手段の確保

町巡回バスは、これまでどおり町内利用者の他、新幹線利用者にも対応した利便性と運行の効率性を考慮した運行ダイヤの編成を図りながら、安全確保のための車両管理に努めます。

また、青森県、周辺市町村等関係団体と連携しながら、JR津軽線、町巡回バス等の二次交通の維持・充実を図ります。

(2) 北海道新幹線(函館～札幌間)の推進

北海道新幹線(函館～札幌間)の早期完成を関係機関へ積極的に働きかけます。

(3) 除排雪の徹底

冬期間の交通障害の解消や通学路及び住民生活の安全確保のため、除排雪の強化に努めます。

3. 住宅の整備

現状と課題

公営住宅は、町民が健康で文化的な生活を営む事ができる住宅として整備し、

基本計画

住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で供給する事が必要であり、今後とも取り組んでいかなければならない課題です。

当町の公営住宅は、木造が6戸、簡易耐火構造が9戸、中層耐火構造RC造が36戸となっており、町営住宅長寿命化計画に沿って、老朽化した1号棟から11号棟の解体計画及び任意建替事業を順次進め、令和3年3月末時点で高気密高断熱木造住宅(2LDKタイプ)を6戸整備しました。計画では令和5年度までに2LDKタイプを8戸、1LDKタイプを3戸を追加整備予定となっています。

また、中層耐火構造RC造36戸について、給排水設備更新及び断熱性能向上を目的とした内装改善事業を実施し、令和3年3月末時点で17戸工事を実施しました。入居者の移転補償を行いながら、全室の改善を目指して取り組んでいきます。

今後、人口減少を背景として、若者をはじめとした町外からの移住・定住促進のため、定住促進住宅等の整備や空き家の利活用を進めるなど、人口減少抑制に取り組んでいく必要があります。

基本方針

◆公営住宅については、町民の住宅需要を把握し、計画的な建替事業を推進します。

◆長寿命化計画に基づき、計画的な修繕

及び改善を実施し、施設の長期活用に努めます。

◆町内の空き家等の状況を把握し、移住者向けの住宅に活用するなど定住促進を図ります。

主な施策

1. 定住環境の整備

(1) 建替事業の推進

公営住宅については、建替事業に計画的に取り組み、「公営住宅長寿命化計画」の策定などによる住宅需要を見極めながら推進に努めます。

(2) 計画的な修繕事業の推進

計画的な修繕を行い、将来的に起こりうる大規模な修繕の負担を軽減し、施設を安全・長期的に使用できるよう努めます。

(3) 移住・定住の促進

町内の空き家を町外からの移住者向けに利活用し、住宅整備を図るとともに、定住促進に努めます。



4 情報化への対応

現状と課題

近年、スマートフォンや携帯端末によるインターネット利用が急激に拡大し、いつでも、どこでも、誰でもが利用できる環境が広がっています。

当町においては、平成29年度と平成30年度に町内8カ所の施設に無料Wi-Fiスポットの整備を行いました。今後も町民の利用や訪れる観光客の利便性を考慮し、更なる拡充を進める必要があります。

当町では、町内における情報伝達機能として、令和元年度から令和2年度にかけて防災行政無線のデジタル化を完了し、災害の予防や情報の伝達など迅速・的確に行えるよう、通信体制を強化しました。

また、平成22年度に整備された全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、津波や地震などの対応に時間的余裕がない事態が発生した場合でも、住民に緊急情報を瞬時に伝達することが可能となっております。令和元年度には全都道府県による災害情報共有システム(Lアラート)の運用も実現し、今後更に高度な災害情報の提供システムの普及が進むことから、当町としても遅れることなく対応していく必要があります。

平成15年度に地域インターネット基盤を整備し、光高速回線を利用して役場と各施設にローカル・エリア・ネットワーク(LAN)を敷設して、住民に情報サービス

を提供してきたところです。平成22年度には、全町に光ファイバー網を整備し、ADSL回線を利用できなかった地域にも光ブロードバンド回線によるインターネット接続サービスを提供することにより、地域間の情報格差の是正が図られました。

今後は、高齢者などの情報端末を所有していない町民への対応について、防災行政無線個別受信機の追加配備等を検討し、情報の伝達漏れが発生しないようにすることと、無料Wi-Fi環境の追加整備を検討して、町民や当町を訪れる観光客等の利便性の向上を図ります。

基本方針

◆町民と当町を訪れる観光客等の利便性向上のため、無線情報通信基盤(Wi-Fiステーション)などの整備・拡充を図ります。

◆これまで整備してきた情報通信基盤を有効活用するため、町の情報提供や当町の小中学校と首都圏の学校との交流について、インターネット回線を利用した情報提供及び学校間ネットワーク交流の促進に努めます。

主な施策

1. 情報化への対応強化

(1) 防災無線設備等の整備

防災無線設備の計画的な整備、住民への緊急情報発信体制の整備・強化を図ります。

基本計画

(2) 既存情報通信基盤の利活用

既存の情報通信基盤を有効活用するため、町の情報提供や当町の小中学校と首都圏の学校との交流について、インターネット回線を利用した情報提供及び学校間ネットワーク交流の促進に努めます。

5 環境衛生対策の充実

現状と課題

当町のし尿処理については、青森地域広域事務組合による施設の統廃合が行われ、平成 11 年度から上磯地区クリーンセンターが稼働し、広域処理体制に移行しています。ごみ処理についても、ダイオキシンの規制により平成 14 年 12 月以降「今別地区環境センター」での焼却処理ができなくなったことにより、現在は青森市に委託しています。令和 3 年度以降今別地区環境センターの解体・撤去が計画されています。

また、当町の山崎地区に設置されている最終処分施設は、前回の過疎計画では令和 11 年 3 月まで使用可能とされていましたが、令和元年度の調査では、今後、約 5 年で満杯になると推計されていますので、今後、施設の延命等の対策が必要です。

これまで、ごみ減量化とリサイクル推進について、適切な事業展開に努めてきましたが、なお一層の普及・啓蒙に努める

必要があります。

基本方針

◆ごみの適正な収集・処理に向け、分別排出の徹底、ごみの減量・リサイクル化を図るとともに、町民の環境保全意識の高揚に努めます。

◆青森地域広域事務組合の上磯地区クリーンセンターにおける、し尿処理体制の充実を図ります。

主な施策

1. 環境衛生対策の推進

(1) ごみ処理に対する町民意識の高揚
水質汚濁防止やごみ排出量抑制のための町民の意識啓蒙を行うとともに、国の補助金を利用した継続的な海岸清掃や町民参加のクリーン作戦を展開します。また、ごみの排出抑制、再利用、再生利用の 3R(リデュース・リユース・リサイクル)に基づく廃棄物処理システムの確立と産業廃棄物などの不法投棄を防止するための対策を講じます。

(2) し尿処理施設の充実

処理浄化槽の普及による水質保全を図るとともに、中間処理施設及び最終処分場などの施設整備に努めます。

6 上水道の整備

現状と課題

当町の水道施設は、上水道と簡易水道が 2 箇所(大泊地区、二股地区)、飲料水供給施設が 1 箇所(関口地区)の計 4 事業により給水を行っていましたが、主要な上水道及び大泊地区簡易水道と二股地区簡易水道の浄水施設が老朽化とともに、荒天時には水質事故が頻繁に起こることから、平成 18 年度に上水道を核として 3 事業を統合した変更認可を行い「今別地区簡易水道」として現在に至っています。

しかし、財政難により高額な建設費を要することから事業実施には至らず、これまでも水質管理に苦慮する状況が続いたため、平成 25 年度に水源調査を実施した結果、水量・水質ともに良好な水源であると確認できたことから、平成 27 年度から統合事業を進め、配水管が未接続であった大川平・二股間、山崎・大泊間、鍋田・関口間の接続と、送水圧力を確保するための増圧ポンプ場を設置し、平成 28 年度の事業完成により、地域住民に対してより安全で安心な水の安定供給や水道施設を一元的に管理した事業運営の効率化が可能となりました。

事業概要については、取水は表流水を廃止し、今別地区に深井戸を設置し、ポンプで汲み上げ、今別町全体の水源としています。それに伴い以前使用していた取

水施設や導水管は全て廃止します。浄水は統合事業前の 3 地区(今別・二股・大泊)で使用していた緩速ろ過や急速ろ過施設を全て廃止し、今別浄水場の塩素注入設備で滅菌し、飲料水として供給しています。配水は、既存の今別浄水場内の配水池を使用し、統合事業後は町全体への配水が可能となり、引き続き安心・安全な飲料水の安定供給に努めていきます。

また、公営企業会計への移行については、経営・資産等の正確な経営状況を把握し、必要なサービスを将来にわたり安定的に提供していけるよう、これまで以上に中長期的な事業運営の効率化と健全化を図るため、令和 5 年度までの公営企業会計への移行へ向け、令和 2 年度より固定資産調査を行い、資産台帳の整備を進めており、次年度から公営企業会計システムの導入と事業法適用に向けた基本方針の策定及び移行業務を進め、公営企業会計運用に取り組んでいきます。

下水道については未整備なため、生活排水は道路側溝を経由して、河川や海岸に流出しているのが現状です。

町内全域を生活排水区域とし、生活排水施設を整備することを対策の基本としながら、浄化槽を設置していない家庭については、浄化槽の設置を促進します。また、単独浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水処理を進めるため個別の状況を勘案しながら、合併浄化槽への切り替えの指導をする必要があります。

基本計画

基本方針

- ◆上水道については、安全で安心できる水の供給、安全な水源の確保、水道施設の計画的な整備・充実に努めます。
- ◆下水道については、引き続き合併浄化槽への切り替えの指導に努めます。

主な施策

1. 上水道・下水道の整備と充実

(1) 上水道の計画的な整備促進

「今別町簡易水道アセットマネジメント計画」を策定し、既存施設の整備・撤去を推進します。

また、水源の安全確保や災害時の応急対策の整備などに努めます。

(2) 安定した水の供給

簡易水道施設の統合に伴い、区域内の本管路整備と漏水対策等の整備を図り、安定した飲料水の供給に努めます。

(3) 下水道の整備・充実

地域住民の良好な生活環境の確保と公共用水域の水質保全のために、合併浄化槽整備事業での整備を推進します。

(4) 公営企業会計への移行

公営企業会計への移行に向けた整備に努めます。

7 公園・緑地・水辺の整備

現状と課題

公園や緑地は、身近な憩いの場、地域のコミュニティ活動の場、子供たちが安心して遊べる場であるとともに、災害時には、避難場所となる重要な場所です。

また、潤いと安らぎに満ちた地域を築くことは、町民の願いであり、生活水準の向上による余暇の増大を背景に、生活の中にゆとりを求める傾向が強まっており、今後は、公園や学校、その他の公共施設周辺の緑化を進め、個性的で豊かな地域景観の形成を図ることが必要です。

基本方針

- ◆公園・緑地・水辺の整備にあたっては、町民との協働により、既存施設の適正な維持管理・計画的な整備を進めるとともに、豊かな潤いのある空間を創出し、町民の癒しの場確保に努めます。

主な施策

1. 公園・緑地・水辺の整備

(1) 豊かな地域景観の形成

公園や学校、その他の公共施設周辺の緑化を推進し、個性的で豊かな地域景観の形成を図ります。

8 再生可能エネルギーの利活用

現状と課題

地球温暖化防止のため、「脱炭素化」に向けた取り組みが加速しています。再生可能エネルギー（太陽光・風力・バイオマス等）の活用等が求められているほか、農山漁村の活性化と農林漁業の振興にも活用されます。

基本方針

- ◆再生可能エネルギー資源の効果的な活用の推進を図ります。

主な施策

1. 再生可能エネルギーの活用

(1) 再生可能エネルギーの推進

風力・太陽光・地中熱・バイオマスなどの再生可能エネルギー事業を推進し、地域の産業や生活に利用する取り組みに努めます。



基本計画

第3節 安心して暮らせる安全基盤の充実

① 消防・防災体制の充実

現状と課題

人口減少や高齢化等により、消防・防災に大きな役割を果たす消防団員数が年々減少傾向にあり、消防・防災はもとより、近年のテロ行為などから町民を保護するため、国民保護計画に基づき、国・県関係機関と連携し、緊急事態に迅速に対応できる体制を整える必要があります。

当町の消防防災体制は、昭和47年に1市2町3村からなる青森地域広域事務組合による常備消防と今別町消防団による非常備消防により総合的な消防防災・救急活動を行っています。

常備消防は、今別町にその分署が設置されて、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車の配備や火災予防の充実を図るため広報連絡車を配備し、近年の核家族化の進展による高齢者の一人住みの増加や地域環境の変化など災害が多様化・複雑化しており、それらに対応した基盤整備の推進や町民の防災への意識高揚に努めています。

非常備消防（消防団）については、団員の減少や高齢化が進み、その対策が問題となっています。今後は、消防団の活性化をさらに進めるとともに、自主防災組織の育成・強化を図り、複雑多様化する社会の防災・災害に対応する消防設備

の充実と高齢化が進む状況においても継続可能な救急体制の整備・強化が求められています。

救急業務は、青森地域広域事務組合が急病人、交通事故などの救急医療のための搬送業務を行っています。高度救急医療を受けるためには、当町が遠隔地にあるという地理的条件、また、高齢化などの社会構造の変化による救急需要の増加から、より専門的な知識と高度な技術を備えた対応が求められており、救急業務の高度化に向けて、救急救命士の要請・確保に努めていく必要があります。

基本方針

- ◆町民の生命と財産を守るために、消防施設の整備充実を図ります。
- ◆消防団や自主防災組織の充実を図り、人員の確保・体制整備を推進します。また、必要な知識・技能の習得のため、訓練や講習会などを実施し団員の育成・強化を図ります。
- ◆社会の変化に合わせた防災計画の策定に努めます。

主な施策

1. 消防体制の整備・充実

(1) 消防施設の整備

防火水槽、消火栓などの消防水利の整備等を計画的に進めるとともに、既存施設の管理の徹底を図ります。

(2) 消防体制の充実

有事に際し迅速な対応が取れるよう、消防団員の確保に努めるとともに、必要な知識・技能の習得及び訓練や講習などを実施し、人材の育成を図ります。

2. 防災体制の整備・充実

(1) 防災組織体制の強化

災害の発生時に、行政機関や関係団体、地域住民が一体となり、「今別町防災計画」に沿った迅速で適切な対応ができる体制の整備を図ります。

(2) 防災計画等の充実

社会の変化に合わせて「今別町防災計画」、「ハザードマップ」の見直し及び掲載情報の周知を図り、非常用食料等の緊急避難対策備品を備蓄する倉庫を整備し、備蓄用品の充実を図るほか、自主防災組織と連携を密にし、計画的に各避難所等に備蓄する体制を構築します。

(3) 防災拠点

北海道新幹線の災害時や台風、地震等発生時の避難場所として、道の駅、いまべつ総合体育館が指定されているほか、避難物資を備蓄していることから、道の駅、いまべつ総合体育館のエリアを防災拠点として防災機能の充実を図ります。



基本計画

② 防犯対策の充実

現状と課題

近年は、架空請求や児童連れ去り事件など高齢者や児童・生徒などの弱者を狙った犯罪が多発しています。これらの町民生活を脅かす犯罪防止のため、地域が一体となった防犯体制を確立する必要があります。

当町では、防犯関係機関・団体と連携し、防犯灯などの設置による防犯環境の整備や、防犯協会などの防犯関係団体の組織の充実、防犯関係団体による水産資源の密漁対策等安心・安全な地域コミュニティづくりを進めるとともに、町民の防犯意識の高揚を図っています。

今後は、防犯関係機関・団体との連携、防犯意識の高揚、地域コミュニティづくりなどの従来の取り組みをはじめ、地域の安全は地域で守るための町民と一体となった防犯活動を推進していく必要があります。

基本方針

◆町民を犯罪から守るため、防犯関係機関・団体との連携により、町民の防犯意識の高揚に努め、地域ぐるみの自主的な地域安全活動を推進するとともに、防犯環境の整備・充実に努めます。

主な施策

1. 防犯環境の整備・充実

(1) 防犯意識の高揚

防犯関係機関との連携により、防犯活動の紹介や犯罪状況の広報等により、町民の防犯意識の高揚を図ります。

(2) 自主防犯組織の育成・支援

防犯協会への支援により、地域住民による自主的な地域防犯活動を強化・促進します。

(3) 防犯施設の整備

地域住民のニーズ把握による集落周辺の防犯灯等を整備し、夜間の安全確保を図ります。

③ 交通安全の推進

現状と課題

マイカーの普及により、町民の日常の移動手段は自動車への依存度が高くなっています。また、高齢化社会を反映して、高齢者に係る交通事故が年々増加傾向にあることから、事故防止に向けた地域ぐるみの交通安全意識の高揚を図る必要があります。

当町では、通勤エリアの拡大に伴い、幹線道路や住民の生活道路などの整備を行い、車両の混雑解消や歩行者の安全確保など町民の利便性向上に取り組むとともに、今別町交通安全対策協議会を中心

に、全町あげての交通安全運動の展開や、町民の自主的な活動を支援し、安全で住みよい地域社会の実現に向け取り組んでいます。

今後は、サーモンの養殖事業の拡大等により、さらに交通量の増大が予測されることから、町民と一体となった交通安全運動をより一層推進するとともに、交通安全施設等の検討・整備が必要です。

基本方針

◆町民の交通安全確保のため、関係機関・団体と連携し、交通安全教育や啓発活動を行うことにより、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全

施設の整備・充実に努めます。

主な施策

1. 交通安全対策の推進

(1) 交通安全運動の推進

関係機関・団体と連携し、町民と一体となった交通安全運動の推進を強化するとともに、児童・高齢者を対象とした交通安全教育を推進します。

(2) 交通安全施設の整備

安全で円滑な道路交通環境を確保するために、道路標識・カーブミラー等の整備を促進します。

基本計画

第4章

効率的で健全な行財政運営のまち

第1節 効率的な行財政運営と広域行政の推進

① 行政改革の推進

現状と課題

バブル崩壊から続く経済の低迷や長期化する円高・デフレ等厳しい経済環境の中、簡素で効率的な行政システムの構築が必要とされています。

当町の行政機構は、5課1室及び議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会の各事務局からなっています。

平成28年度策定の定員適正化計画では、令和2年度までの5年間において、定年退職の補充抑制、職員の適正配置、計画的職員の採用及び事務・事業の見直しにより12人削減する計画により56人としており、令和2年4月1日現在では57人で、計画より1人多い状況です。これは平成28年度より退職者の再任用制度が始まり、職員数の減少が少なくなったためです。

職員構成は、前回の計画時と同様に中間層の職員が極めて少ないため、今後も社会人枠を設け採用する等、適正な組織構成、効率的な定員の管理を図ります。

また、社会経済の急激な変化、町民ニーズの多様化や、全国的に業務システムの

クラウド化が進められている中で、当町でも基幹系システムのクラウド化を進めていくことが必要となります。

今後は、厳しい財政状況を十分に考慮しながら、急激に進展する社会情勢に対し十分に創造性を発揮し、事務・事業の高度化、複雑化に対応できるよう更なるICT等の整備、職員の養成研修や効率的な行政組織・機構の構築に努めていく必要があります。

基本方針

◆今別町第5次総合計画に基づく計画的な行政運営を進めるとともに、行政評価の仕組みづくりと改善、今別町過疎地域自立促進計画との連携を図りながら、成果の高い事業実施に努めます。

◆行政運営の中心となる職員の資質の向上を図るとともに、町民の期待に応えられる柔軟で効率的な行政運営体制を確立します。

◆ICTの積極的な活用を図り、事務・事業の効率化や町民サービスの向上に努めます。

主な施策

1. 計画的な行政の推進

(1) 第5次総合計画に基づいた行政の推進

今別町第5次総合計画に基づいた計画的な行政運営を進めるため、下位計画である「今別町総合戦略」や「今別町過疎地域自立促進計画」と連携を図りながら、進捗管理を行い、財政見直しと整合性をとりながら実効性のある計画推進に努めます。

(2) 効率的な行政運営の推進

事務事業の必要性や効果などを評価する行政評価システムに積極的に取り組むとともに、町民との協働や町民の視点に立った行政改革の推進に努めます。

2. 組織体制の充実

(1) 柔軟な組織管理

組織機構の簡素化や効率化を図るため、時代や町民ニーズに合った柔軟な行政機構・執行体制の確立に努めるとともに、職員定数の適正な管理を推進します。

(2) 職員資質の向上

一般研修・特別研修・派遣研修をはじめとする諸研修の実施・派遣により、職員の能力開発を図ります。

(3) 人事・給与事務の適正な執行

行政課題や需要の変化に対応した組織機構の見直しを行い、より効果的で適正な組織機構と人員体制の確保を図ります。

3. 行政機能の向上

(1) 町民サービスの向上

事務・事業のクラウド化、行政事務の効率化を図るとともに、ICTの利活用を進め、町民サービスの向上に努めます。

② 財政運営の健全化

現状と課題

当町の財政状況は、財政力指数は0.204(令和元年度)と財政力が弱く、厳しい財政運営となっており、自主財源が乏しい当町においては、地方交付税や補助金等に依存する財政構造で、特に地方交付税は、歳入割合の約45%で依存度は高い推移となっています。

財政健全化指標の実質公債比率、将来負担比率は、いまべつ総合体育館の建設や防災行政無線デジタル化事業といった大規模な事業の施行に伴い、上昇する見込みとなっています。その他、町営住宅建替事業や道路新設事業の施工や今別小学校の老朽化による今後の事業による更なる増加が見込まれます。

また、青森地域広域事務組合が実施した今別分署建設事業、簡易水道事業の簡

基本計画

易水道統合事業に係る公債費の増加等に
伴う一部事務組合負担金及び特別会計繰
出金が増加する見込みです。

今後は、財政運営が厳しさを増す中、
多様化する住民ニーズを的確に把握し、
事務事業の成果や優先順位を検証し、類
似事務事業の整理統合、必要性や効果の
低い事業の廃止などの見直しを図り、さ
らに緊急性・重要性・費用対効果につい
て精査し、自主財源の確保に努めるとと
もに、補助金の見直しや経費の節減等の
歳出の抑制を図り、効率的な政策を実施
するための財源確保に努める必要があり
ます。

基本方針

◆歳出経費の徹底的な見直しを行うと
ともに、町税等の歳入の確保を図り、財
政の健全化を推進します。

◆国・県の支援事業や過疎対策事業債を
はじめとする過疎地域自立促進のため
の各種特例措置の優先的な活用と、地
方交付税の有効活用に努め、財源の合
理的・効率的・計画的な運用を図ります。

主な施策

1. 自主財源の確保

(1) 税収の確保と収納率の向上

町税の適正・公平な課税と収納率向上
のために、庁内関係各課による定期的
な情報交換や、県と連携した地方税徴

収対策を図ります。

(2) 使用料・手数料の適正化

使用料・手数料については、定期的な
見直しを行い、受益者負担の適正化を
図ります。

2. 財源の効率的な活用

(1) 国・県支援事業の活用

主要事業の実施にあたっては、費用対
効果を十分検討し、できる限り国・県
の支援事業を活用します。

(2) 過疎債等の有効活用

町債については、有効な財政措置を受
けられる過疎債の有効活用と、将来の
公債費負担を十分考慮し、適正な公債
運用を図ります。

(3) 経常経費の削減

施設管理費の抑制や経費削減合理化
等、徹底した経費削減を図ります。

3. 財政運営の適正化

(1) 計画的な財政運営の推進

中期的な財政計画の策定にあたっては、
「今別町第5次総合計画」、「第2期今
別町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」、
「今別町過疎地域自立促進計画」との
整合性を図りながら、財源の有効配分
に努めます。

(2) 健全な公営企業経営の推進

的確な経営分析に基づく経営基盤強化
を図り、公営企業の健全性確保に努め
ます。

③ 広域行政の推進

現状と課題

町の広域行政については、昭和45年
度に青森市及び東津軽郡3町3村を構成
市町村として国から市町村圏の指定を受
け、昭和46年に、地域住民の生活向上
と圏域の一体的発展を図ることを目的に
「青森地域広域市町村圏計画」を策定し
ました。

以来、社会経済情勢の変化に対応し、
昭和56年、昭和61年、平成2年と4
次にわたる改定を行い、「ふるさと市町村
圏」のモデル圏域に選定されたことから
「青森地域ふるさと市町村圏計画基本構
想」並びに「同前期基本計画」が策定さ
れました。

また、令和元年に「青森圏域連携中枢
都市圏」形成に係る連携協約が締結され、
「青森圏域連携中枢都市圏ビジョン」が策
定されました。圏域内の住民生活や経済
活動等、様々な面において結びつきが強
まってきており、これまでの農業振興、
観光振興等において、各市町村で連携し
て取り組みを行ってきたところです。

当町の果たす役割として、圏域北部に
おける農林水産物の供給基地として、ま

た、恵まれた自然を活かした広域観光ネッ
トワーク基地としての役割を果たすことが
期待されています。今後は、当町におけ
る人口減少抑制を目指し、圏域全体で必
要な生活機能を確保し、人口定住を促進
するための積極的な広域行政連携を強化
する必要があります。

基本方針

◆青森圏域連携中枢都市圏の形成、青森
地域広域事務組合等との連携強化に努
めるとともに、人口減少、少子高齢化
の抑制のための移住・定住促進を図り
ます。

主な施策

1. 広域行政の推進

(1) 青森地域広域圏の発展強化

青森地域広域事務組合等の既存広域組
織の連携をさらに強化するとともに、人
口減少の抑制や町民ニーズの動向を見
極めながら、新たな連携・協力体制の
整備に努めます。

(2) 青森圏域連携中枢都市圏の形成

圏域が目指す将来像とその実現に向け
て構成市町村が連携して進める具体的
な事業に取り組みます。